計量管理規定 改訂 22 新•旧対照表

三菱原子燃料株式会社

変更前	変更後	理由
事業所等の名称 三菱原子燃料株式会社	事業所等の名称 三菱原子燃料株式会社	
計量管理規定	計量管理規定	

変更前	変更後	理由
目次	目 次	
第1編 総 則	第1編 総 則	
第一章 総 則 1 第 1 条 (目 的) 1 第 2 条 (適用範囲) 1 第 3 条 (規定の遵守等) 1	第一章 総 則 1 第 1 条 (目 的) 1 第 2 条 (適用範囲) 1 第 3 条 (定 義) 1 第 4 条 (規定の遵守等) 1	第3条(定義)を追記 条番号変更
目-1	目-1	

変更前	変更後	理由
第2編 加工施設における計量管理規定	第2編 加工施設における計量管理規定	
第一章 目 的 1 第 1 条 (目 的) 1 第 2 条 (適用範囲) 1 第 3 条 (定 義) 1 第 4 条 (規定の遵守等) 1 第 5 条 (計量管理実施要領) 1 第二章 組織及び職務 2	万 第一章 <u>適用範囲</u>	(目的)、(定義)、(規定の遵守等)及び(計量管理実施要領)を削除 以降、条番号を繰り上げ
第6条 (計量管理総括者及び責任者) 2 第7条 (計量管理組織) 2 第8条 (職務) 2		条名称変更
<u>第 9 条</u> (設定及びその符号) 4	第三章 核燃料物質計量管理区域 4 <u>第 5 条</u> (設定及びその符号) 4	
第四章 主要測定点 5 <u>第 10 条</u> (設定及びその符号) 5	第四章 主要測定点5第6条(設定及びその符号)5	
第五章 計量管理の原則 6 第11条 (実施単位) 6 第12条 (計量管理システム) 6 第13条 (取扱単位) 6 第14条 (バッチ及びその符号) 6 第15条 (バッチの構成) 6 第16条 (バッチの記述略号) 7 第17条 (核燃料物質の同定) 7 第18条 (供給当事国別管理) 7	第五章 計量管理の原則 6 第7条 (実施単位) 6 第8条 (計量管理システム) 6 第9条 (取扱単位) 6 第10条 (バッチ及びその符号) 6 第11条 (バッチの構成) 6 第12条 (バッチの記述略号) 7 第13条 (核燃料物質の同定) 7 第14条 (供給当事国別管理) 7	
第六章 計量管理手続 8 第19条 (受入れ手続) 8 第20条 (受払間差異の手続) 8 第21条 (払出し手続) 8	第六章 計量管理手続 8 第15条 (受入手続) 8 第16条 (受払間差異の手続) 8 第17条 (払出手続) 8	字句修正 字句修正 字句修正
第 21 条 (A田CFM) 8 第 22 条 (廃棄の手続) 9 第 23 条 (保管廃棄再生の手続) 9 第 24 条 (事故損失又は事故増加の手続) 9 第 25 条 (リバッチング手続) 9 第 26 条 (混合の手続) 10 第 27 条 (区分変更の手続) 10 第 28 条 (核燃料物質の保管又は貯蔵手続) 10 第 29 条 (試料の収去及び保管の手続) 10	第 18 条 (廃棄の手続) 9 第 19 条 (保管廃棄及び保管廃棄再生の手続) 9 第 20 条 (事故損失又は事故増加の手続) 9 第 21 条 (リバッチング手続) 9 第 22 条 (混合の手続) 10 第 23 条 (区分変更の手続) 10 第 24 条 (核燃料物質の保管又は貯蔵手続) 10	条名称変更
<u>第 29 条</u> (試科の収去及の保官の手統)	<u>第 25 余</u> (試科の収去及の保官の手続)	

変更前		変更後	理由
 第七章 実在庫量の確認	11	 第七章 実在庫量の確認 1	1
第 30 条 (目的及びその頻度)		第 26 条 (目的及びその頻度)	1
第 31 条 (実施計画)		第 27 条 (実施計画) 1	1
第 32 条 (実施手続)		<u>第 28 条</u> (実施手続) 1	1
第 33 条 (実在庫量の確定)		<u>第 29 条</u> (実在庫量の確定) 1	2
 第八章 測定の方法及び測定機器の管理	13	 第八章 測定の方法及び測定機器の管理	3
第 34 条 (測定の方法)	13	第 30 条 (測定の方法) 1	3
<u>第 35 条</u> (測定結果の解析及びその評価)	13	第 31 条 (測定結果の解析及びその評価) 1	3
<u>第36条</u> (機器の校正頻度、内容、結果の記録)	13	<u>第 32 条</u> (機器の校正頻度、内容、結果の記録) 1	3
 第九章 供給当事国別の管理の方法	14	 第九章 供給当事国別の管理の方法 1	4
<u>第 37 条</u> (供給当事国別管理方法)	14	<u>第 33 条</u> (供給当事国別管理方法)1	4
<u>第 38 条</u> (在庫変動等に係る管理手続)	14	<u>第 34 条</u> (在庫変動等に係る管理手続)1	4
<u>第 39 条</u> (偏りの調整の方法)	14	<u>第 35 条</u> (偏りの調整の方法) 1	4
 第十章 記 録	15	 第十章 記 録 1	5
<u>第 40 条</u> (計量記録)	15	<u>第 36 条</u> (計量記録) 1	5
<u>第 41 条</u> (ソースデータ)	15	<u>第 37 条</u> (ソースデータ) 1	5
<u>第 42 条</u> (操業記録)	15	<u>第 38 条</u> (操業記録) 1	5
<u>第 43 条</u> (調整及び訂正)	15	<u>第 39 条</u> (調整及び訂正) 1	5
<u>第 44 条</u> (記録の保存)	15	<u>第 40 条</u> (記録の保存) 1	5
第十一章 報 告	16	第十一章 報 告	6
<u>第 45 条</u> (在庫変動及び在庫等の報告)	16		6
<u>第 46 条</u> (供給当事国別管理報告の選択)	16	<u>第 42 条</u> (供給当事国別管理報告の選択) 1	6
<u>第 47 条</u> (コンサイスノート)	16	<u>第 43 条</u> (コンサイスノート) 1	6
第十二章 国際約束の遵守等に係る事項	17	第十二章 国際約束の遵守等に係る事項 1	7
<u>第 48 条</u> (設計情報等の保管)		<u>第 44 条</u> (設計情報等の保管) 1	7
<u>第 49 条</u> (設計情報の変更手続)		<u>第 45 条</u> (設計情報の変更手続) 1	7
<u>第 50 条</u> (供給当事国等の確認)		<u>第 46 条</u> (供給当事国等の確認) 1	7
<u>第 51 条</u> (査察用封印又は監視装置)	18	<u>第 47 条</u> (査察用封印又は監視装置)1	8
<u>第 52 条</u> (連 絡)	18	<u>第 48 条</u> (連 絡) 1	8
目-3		目-3	

変更前	変更後	理由
第3編 使用施設における計量管理規定	第3編 使用施設における計量管理規定	
第 1 条 自 自 第 2 条 適用範囲 1 第 3 条 定 五 第 5 条 計量管理の操動者 1 第 5 条 計量管理区域の設定及びその符号 2 第 8 条 主要測定点の設定及びその符号 3 第 9 条 計量管理の原則 3 第 10 条 バッチの区分方法及びその符号等 3 第 11 条 供給当事国別管理 3 第 12 条 交入九手続 4 第 14 条 廃棄の手続 4 第 15 条 保管廃棄所生の手続 5 第 16 条 実在申量の確認 5 第 17 条 実在申量の確認 6 第 19 条 実在申量の確認 6 第 19 条 実在申量の確認 6 第 22 条 核燃料物質の記録及びその保管 7 第 22 条 機・約室の記録及びその保管 7 第 22 条 機・等の 7 第 23 条 関・等 7 第 25 条 連 絡 7	第2条 計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者 1 第3条 組織及び職務 1 第4条 核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号 2 第5条 主要測定点の設定及びその符号 3 第6条 計量管理の原則 3 第7条 バッチの区分方法及びその符号等 3 第8条 供給当事国別管理 3 第9条 受入手続 4 第10条 払出手続 4 第11条 廃棄の手続 5 第12条 保管廃棄及び保管廃棄再生の手続 5 第14条 事故損失又は増加の手続 6 第15条 リバッチングの手続 6 第16条 実在庫量の確認 6 第17条 測定の方法及び測定機器の管理 6 第18条 核燃料物質の記録及びその保管 7 第19条 供給当事国別管理報告の選択 7 第20条 報告等 7 第21条 国際約束の履行 7	「目的」、「定義」及び「規定の遵 守等」を削除 以降、条番号を繰り上げ 条名称変更 字句修正 条名称変更
目-4	目-4	

変更前	変更後	理由
(施行日) 施行日については、認可後、計量管理総括者が通知する。	(施行日) 施行日については、認可後、計量管理総括者が通知する。	
改訂履歴	改訂履歴	

変更前	変更後	理由
第1編 総 則	第1編 総 則	

変更前	変更後	理由
目 次 総 則		目次削除
第一章 総 則		
目-1		

変更前	変更後	理由
第1編 総 則	第1編 総 則	
第一章 総 則	第一章 総 則	
(目 的) 第 1 条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。) 第 61 条の 8 第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 4 条の 2 の 2 の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。	(目 的) 第 1 条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。) 第 61 条の 8 第 1 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第 4 条の 2 の 2 の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。	
(適用範囲) 第2条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業及び法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ)の計量管理について適用する。	(適用範囲) 第2条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業及び法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合における国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ)の計量管理について適用する。	
	(定 義) 第3条 本規定において用いる用語の定義については、第1表に定める通りとする。	第3条(定義)追記
(規定の遵守等) 第3条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。	(規定の遵守等) 第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。	条番号変更
-1-	-1-	

変更前	変更後	理由
	第1表 定 義 (1)	第1表 定義(1)追記
	1.「濃縮度」とは、ウラン 233 の量とウラン 235 の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をい う。	1.「濃縮度」の定義を追記以降、項番号繰り下げ
	2.「高濃縮ウラン」(HEU)とは、濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。 (HEU:U235≥20%)	記載適正化
	3.「低濃縮ウラン」(LEU)とは、濃縮度が <u>0.711%を超え</u> 、20%未満に濃縮されたウランをいう。 (LEU:0.711% < U235 < 20%)	記載適正化
	4.「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。	
	<u>5.</u> 「劣化ウラン」(DU)とは、濃縮度が <u>0.711%以下</u> のウランをいう。 <u>(DU:U235≦0.711%)</u>	記載適正化
	<u>6.</u> 「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235 をいう。	「プルトニウム」の取り扱いが無いため記載削除
	7.「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第12項に基づき、原子力規制委員会が告示する国際規制物資に関する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和52年条約第13号)を除く)の締約相手国(国際	
	機関を含むものとして、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあっては、当該複数の締約相手国又は国際機関)をいう。	記載適正化
	8.「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、加工施設内及び使用施設内(加工施設内の分析室を 含む)であって、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うた め当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことができる区域をいう。	記載適正化
	9.「主要測定点」(KMP)とは、MBA 内における箇所であって、当該 MBA に係る核燃料物質の <u>受払い</u> 又は実在庫に <u>関する</u> 計量 <u>管理</u> を適切に行うことができる <u>もの</u> をいう。 KMP には、流れの KMP (FKMP) 及び在庫の KPM (IKMP) とがある。	記載適正化
	10.「区分変更」とは、 <u>混合により濃縮度が変わり</u> 、HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU に区分が変わることをいう。	「濃縮」及び「核的損耗」の取り扱いが無いため記載削除
	11.「測定済廃棄物」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、 <u>かつ</u> 、その後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。	
	12.「保管廃棄物」とは、処理又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、 <u>かつ</u> 貯蔵されることになる核燃料物質をいう。	
	-2-	

変更前	変更後	理由
	第1表 定 義 (2)	第1表 定義(2)追記
	13.「保管廃棄再生」とは、保管廃棄物として貯蔵されていた物質の核物質在庫への再移転。これは 保管廃棄区分の物質を、その MBA において処理するために、あるいはその	13.「保管廃棄再生」の定義を追記 い降、項番号繰り下げ
	MBA から払い出すために貯蔵庫から移動するときに適用される。 14.「在庫差」(MUF)とは、帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。	記載適正化
	15.「実効値」(EKG)とは、核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。	「プルトニウム」の取り扱いが無いため記載削除
	数値。 16.「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。	
	17.「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであって、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。 ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係を含む。	
	18. 「日米協定」の新旧とは、次の区分による政府間協定の総称をいう。 新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。(その改訂を含む。)	
	19. 「年間移転量」とは、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から1年間に移転される核燃料物質の量をいう。	
	-3-	

変更前	変更後	理由
SCA114		
第2編 加工施設における計量管理規定	第2編 加工施設における計量管理規定	

変更前	変更後	理由
目 次 加工施設における計量管理規定		目次削除
第一章 目 的 1 第 1 条 (目 的) 1 第 2 条 (適用範囲) 1 第 3 条 (定 義) 1 第 4 条 (規定の遵守等) 1 第 5 条 (計量管理実施要領) 1 第二章 組織及び職務 2 第 6 条 (計量管理総括者及び責任者) 2 第 7 条 (計量管理組織) 2 第 8 条 (職 務) 2 第三章 核燃料物質計量管理区域 4 第 9 条 (設定及びその符号) 4		
第四章 主要測定点 5 第 10 条 (設定及びその符号) 5 第五章 計量管理の原則 6 第 11 条 (実施単位) 6 第 12 条 (計量管理システム) 6 第 13 条 (取扱単位) 6 第 14 条 (バッチ及びその符号) 6 第 15 条 (バッチの構成) 6 第 16 条 (バッチの記述略号) 7 第 17 条 (核燃料物質の同定) 7 第 18 条 (供給当事国別管理) 7		
第六章 計量管理手続 8 第 19 条 (受入れ手続) 8 第 20 条 (受払間差異の手続) 8 第 21 条 (払出し手続) 8 第 22 条 (廃棄の手続) 9 第 23 条 (保管廃棄再生の手続) 9 第 24 条 (事故損失又は事故増加の手続) 9 第 25 条 (リバッチング手続) 9 第 26 条 (混合の手続) 10 第 27 条 (区分変更の手続) 10 第 28 条 (核燃料物質の保管又は貯蔵手続) 10 第 29 条 (試料の収去及び保管の手続) 10		

変更前	変更後	理由
第七章 実在庫量の確認 11		目次削除
第 30 条 (目的及びその頻度) 11		
第 31 条 (実施計画) 11		
第 32 条 (実施手続) 11		
第 33 条 (実在庫量の確定) 12		
第八章 測定の方法及び測定機器の管理 13		
第 34 条 (測定の方法) 13		
第 35 条 (測定結果の解析及びその評価) 13		
第 36 条 (機器の校正頻度、内容、結果の記録) 13		
第九章 供給当事国別の管理の方法		
第 37 条 (供給当事国別管理方法)		
第 38 条 (在庫変動等に係る管理手続)		
第 39 条 (偏りの調整の方法) 14		
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		
第十章 記 録		
第 40 未 (計量記録)		
第 41 未 (クーペケーク)		
第 43 条 (調整及び訂正)		
第 44 条 (記録の保存)		
第十一章 報 告 16		
第 45 条 (在庫変動及び在庫等の報告) 16		
第 46 条 (供給当事国別管理報告の選択) 16		
第 47 条 (コンサイスノート) 16		
第十二章 国際約束の遵守等に係る事項		
第 48 条 (設計情報等の保管) 17		
第 49 条 (設計情報の変更手続) 17		
第 50 条 (供給当事国等の確認) 17		
第 51 条 (査察用封印又は監視装置)		
第 52 条 (連 絡) 18		
目-2		

変更前	変更後	理由
第2編 加工施設における計量管理規定	第2編 加工施設における計量管理規定	
第一章 <mark>且 的</mark>	第一章 <u>適用範囲</u>	章名称変更
(目 的) 第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)第 61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の2の規定に基づい て、三菱原子燃料株式会社(以下「加工施設」という。)における国際規制物資の計量及び管理 (以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施 を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資する こととする。		(目的)を削除
(適用範囲) 第2条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業の用に供する場合における国際規制物資の 計量管理について適用する。	(適用範囲) 第1条 本規定は、法律第13条に規定する加工の事業の用に供する場合における国際規制物資の 計量管理について適用する。	条番号変更
(定 義) 第3条 本規定において用いる用語の定義については、第1表に定める通りとする。		(定義)を削除
(規定の遵守等) 第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。		(規定の遵守等)を削除
(計量管理実施要領) 第 5 条 本規定に従い、適切な計量管理を実施する上で必要がある場合には、この規定に定めている 事項の範囲内において、その細部の事項を計量管理実施要領(以下「実施要領」という。)として 定めることができるものとする。		(計量管理実施要領)を削除
-1-	-1-	

変更前		理由
第二章 組織及び職務	第二章 組織及び職務	
 (計量管理総括者及び責任者) 第6条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、加工施設に計量管理総括者と計量管理責任者をおく。 2. 社長は、計量管理に関する組織及び職務を定める。 3. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。 	(計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者) 第2条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、加工施設に計量管理総括者、計量管理副総括 者及び計量管理責任者をおく。 2. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、計量管理副総括者は生産管理部 長とし、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。 なお、計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者の代理者は、それぞれの 職制上の業務代行者とする。	記載適正化
(計量管理組織) 第7条 加工施設の計量管理に関する業務に次の管理組織をおく。 1 社長 2 計量管理総括者 3 東海工場長 4 製造部長 5 輸送・サービス部長 6 生産管理部長 7 安全・品質保証部長 8 転換課長 9 成形課長 10 組立課長 11 環境保全課長 11 環境保全課長 12 ジルカロイ管製造課長 13 輸送課長 14 核物質管理課長 15 安全管理課長 16 品質管理課長 16 品質管理課長 16 品質管理課長 2. 前項の計量管理組織は、第1図の通りとする。	(計量管理組織) 第3条 加工施設の計量管理に関する業務に次の管理組織をおく。 1 社長 2 計量管理総括者(担当執行役員) 3 計量管理副総括者(生産管理部長) 4 計量管理責任者(核物質管理課長) 5 東海工場長 6 製造部長 7 輸送・サービス部長 8 安全・品質保証部長 9 転換課長 10 成形課長 11 組立課長 12 環境保全課長 13 ジルカロイ管製造課長 14 輸送課長 15 安全管理課長 16 品質管理課長 2. 前項の計量管理組織は、第1図の通りとする。	条番号の変更 計量管理総括者に(担当執行 役員)を追記 計量管理副総括者、計量管理 責任者を追記 記載順変更
(職 務) 第8条 前条及び <u>第6条</u> に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に定める通りとする。 1 社長 社長は、第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。 2 計量管理総括者 計量管理総括者は、加工施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を 統括する。	(職 務) 第4条 前条及び第2条に定める計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に定める通りとする。 1 社長 社長は、総則第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。 2 計量管理総括者(担当執行役員) 計量管理総括者は、加工施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。	条番号変更 記載適正化 (担当執行役員)を追記
-2-	-2-	

変更前	変更後	理由
	3 計量管理副総括者(生産管理部長) 計量管理副総括者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業	計量管理副総括者を追記 以降、記載順を変更
	務を指導・管理する。 4 計量管理責任者(核物質管理課長) 計量管理責任者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する 手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業	計量管理責任者の明確化
 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長、輸送・サービス部長及び生産 管理部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。 	務を行う。 5 東海工場長 東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長及び輸送・サービス部長の所管 する計量管理に関する業務を統括する。	
4 製造部長 製造部長は、 <u>核燃料物質の加工に係る製造・貯蔵、放射性廃棄物の処理・保管又は</u> 廃棄に伴う計量管理の業務を <u>統括する。</u>	6 製造部長 製造部長は、 <u>製造部各課の所管する核燃料物質の</u> 計量管理の業務を <u>指導・管理する。</u>	記載適正化
5 輸送・サービス部長 輸送・サービス部長は、 <u>核燃料物質の受入・計量に伴う</u> 核燃料物質の計量管理の業 務を指導・管理する。	7 輸送・サービス部長 輸送・サービス部長は、輸送課の所管する 核燃料物質の計量管理の業務を指導・管 理する。	記載適正化
6 生産管理部長 生産管理部長は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手 続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を 指導・管理する。		
7 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、 <u>排気・排水中の核燃料物質量測</u> <u>定作業、秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う</u> 核燃料物質の計量管 理の業務を指導・管理する。	8 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、安全管理課及び品質管理課の 所管する核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。	記載適正化
8 転換課長 転換課長は、 <u>転換加工作業、ウラン回収作業、転換工場に係る廃水処理、核燃料物質の</u> 貯蔵に伴う核燃料物質の計量管理の業務を <u>管理する。</u>	9 転換課長 転換課長は、<a a="" href="転換課の所管する区域及び業務における" 核燃料物質の計量管理の業務を行う。<="">	記載適正化
9 成形課長 成形課長は、成型加工作業、加工棟成型工場に係る廃水処理及び核燃料物質の貯 蔵に伴う核燃料物質の計量管理の業務を <u>管理する。</u>	10 成形課長 成形課長は、 <u>成形課の所管する区域及び業務における</u> 核燃料物質の計量管理の業 務を <u>行う。</u>	記載適正化
10 組立課長 組立課長は、 被覆作業、燃料集合体組立作業及びそれに係る 核燃料物質の貯蔵に (件う) 計量管理の業務を管理する。 11 環境保全課長	 11 組立課長 組立課長は、<u>組立課の所管する区域及び業務における</u>核燃料物質の計量管理の業務を<u>行う。</u> 12 環境保全課長 	記載適正化
環境保主味及 環境保全課長は、 <mark>固体及び液体の放射性廃棄物の処理、保管、又は廃棄に伴う</mark> 核 燃料物質の計量管理の業務を <u>管理する。</u> 12 ジルカロイ管製造課長	環境保主味及 環境保全課長は、環境保全課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量 管理の業務を <u>行う。</u> 13 ジルカロイ管製造課長	記載適正化
ジルカロイ管製造課長は、被覆管秤量に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。	ジルカロイ管製造課長は、 <u>ジルカロイ管製造課の所管する業務における</u> 核燃料物質の計量管理の業務を <u>行う。</u>	記載適正化
-3-	-3-	

変更前	変更後	理由
13 輸送課長 輸送課長は、 核燃料物質の受入・計量に伴う 核燃料物質の計量管理の業務を管理 する。 14 核物質管理課長	14 輸送課長 輸送課長は、 <u>輸送課の所管する区域及び業務における</u> 核燃料物質の計量管理の業 務を <u>行う。</u>	
核物質管理課長は、計量管理責任者として、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。 15 安全管理課長 安全管理課長は、排気・排水中の核燃料物質量測定作業に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。 16 品質管理課長 品質管理課長は、秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う核燃料物質の計量管理の業務を管理する。	 15 安全管理課長 安全管理課長は、安全管理課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量管理の業務を行う。 16 品質管理課長 品質管理課長は、品質管理課の所管する区域及び業務における核燃料物質の計量管理の業務を行う。 	

変更前	変更後	理由
第三章 核燃料物質計量管理区域	第三章 核燃料物質計量管理区域	
(設定及びその符号) 第9条加工施設における核燃料物質の適切な計量管理を実施するために、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。2. 設定する MBA 及びその符号は、第2表の通りとする。	(設定及びその符号) 第5条 加工施設における核燃料物質の適切な計量管理を実施するために、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。 2. 設定する MBA 及びその符号は、第1表の通りとする。 	条番号変更記載適正化
-4-	-4-	

変更前	変更後	理由
第四章 主 要 測 定 点	第四章 主 要 測 定 点	
(設定及びその符号) 第10条 加工施設の当該 MBA に係る核燃料物質の計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。 2. 設定する KMP 及びその符号は、第2図及び第3図の通りとする。 	(設定及びその符号) 第6条 加工施設の当該 MBA に係る核燃料物質の計量管理を行うための主要測定点(以下「KMP」という。)を設定する。 2. 設定する KMP 及びその符号は、第2図及び第3図の通りとする。	条番号変更
-5-	-5-	
· ·		

変更前	変更後	理由
第五章 計量管理の原則	第五章 計量管理の原則	
(実施単位) 第11条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、MBA を単位として行うものとする。	(実施単位) 第7条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、MBA を単位として行うものとする。	条番号変更
(計量管理システム) 第12条 加工施設における計量管理は、帳簿による管理及び各 KMP 毎に行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。	(計量管理システム) 第8条 加工施設における計量管理は、帳簿による管理及び各 KMP 毎に行う員数勘定、測定等による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。	条番号変更
 (取扱単位) 第13条 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱いは、バッチを単位として行うものとする。 2. 前項に定めるバッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量管理に用いる場合にあっては、当該単位(以下「単位体」といい、次条以降、各条において使用されるバッチについては、本単位体も含むものとする。)毎に行うものとする。 3. 前各項のバッチ、又は単位体は、核燃料物質の種類毎に、元素重量並びに特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。 	 (取扱単位) 第9条 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱いは、バッチを単位として行うものとする。 2. 前項に定めるバッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量管理に用いる場合にあっては、当該単位(以下「単位体」といい、次条以降、各条において使用されるバッチについては、本単位体も含むものとする。)毎に行うものとする。 3. 前各項のバッチ、又は単位体は、核燃料物質の種類毎に、元素重量並びに特定核分裂性物質重量を併せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。 	条番号変更
(バッチ及びその符号) 第14条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。 1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。 2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は 8 桁以内とする。 3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。	(バッチ及びその符号) 第10条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。 1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。 2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は 8 桁以内とする。 3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。 4 原則として、一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されて いるものとする。	条番号変更 4 項追記
(バッチの構成)第15条 各 KMP におけるバッチの区分及び構成は、第3表に定める通りとする。	(バッチの構成) 第11条各 KMP におけるバッチの区分及び構成は、第2表に定める通りとする。	条番号変更記載適正化
-6-	-6-	

変更前	変更後	理由
(バッチの記述略号) 第 16 条 バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、 <mark>第 4 表</mark> によるものとする。	(バッチの記述略号) 第 12 条 バッチ毎の核燃料物質の物理的、化学的形状等の状態を表す略号は、 <u>第 3 表</u> によるものとする。	条番号変更記載適正化
(核燃料物質の同定) 第17条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、必要に応じて核燃料物質の同定を併せて行うものとする。 2. 前項の同定は、原則として核燃料物質の取扱容器等に付されている同定番号等の照合確認により行うものとする。	(核燃料物質の同定) 第13条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、必要に応じて核燃料物質の同定を併せて行うものとする。 2. 前項の同定は、原則として核燃料物質の取扱容器等に付されている同定番号等の照合確認により行うものとする。	条番号変更
(供給当事国別管理) 第18条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、バッチ毎に核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分を把握して供給当事国別管理区分は、次の各号の通りとする。 1 移転に係る供給当事国 2 生産に係る供給当事国 3 使用に係る供給当事国 4 その他の設備等の供給当事国 5 日米協定の新旧の区分	(供給当事国別管理) 第14条 加工施設における核燃料物質の計量管理は、バッチ毎に核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分を把握して供給当事国の供給当事国 2 生産に係る供給当事国 3 使用に係る供給当事国 4 その他の設備等の供給当事国 5 日米協定の新旧の区分	条番号変更
-7-	-7-	

変更前	変更後	理由
第六章 計量管理手続	第六章 計量管理手続	
受入れ手続) 計量管理責任者は、加工施設の MBA に核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施した上で、当該核燃料物質の確認を行うものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。 3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	(受入手続) 第15条 計量管理責任者は、加工施設のMBAに核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により業務所管課が実施した第八章に定める測定結果に基づき、当該核燃料物質の確認を行うものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。 3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。	記載適正化
 20条 計量管理責任者は、前条第1項の測定を実施した場合であって、受入れた核燃料物質の量が払出者側から通知された量と差を生じた時は、これを「受払間差異」(以下「SRD」という。)として扱い、その量を確定するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の確定を行った場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。 	(受払間差異の手続) 第 16 条 計量管理責任者は、前条第 1 項の測定を実施した場合であって、業務所管課が測定した核燃料物質の量が払出者側から通知された量と差を生じた時は、これを「受払間差異」(以下「SRD」という。)として扱い、その量を確定するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の確定を行った場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。	条番号変更 記載適正化 記載適正化
立ち、 <u>当該核燃料物質</u> に関する記録に基づき、払出先、払出す核燃料物質の種類及び数量、 バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成し、必要により第八章に定める	(払出手続) 第17条 業務所管課は、加工施設の MBA から核燃料物質を払出す場合には、その払い出しに先立 ち、必要により第八章に定める測定を実施した上で、 <u>当該核燃料物質の確認結果を計量管理</u> 責任者に報告するものとする。	字句修正 条番号変更 記載適正化
測定を実施した上で、 <u>その内容についての確認を行うものとする。</u> 2. 計量管理責任者は、核燃料物質の払出しに際し、 <u>核燃料物質移動通知書等に基づき、</u> 払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等 <u>の確認を行った上で、</u> 当該核燃料物質を払出し、 <u>同時に</u> 核燃料物質移動通知書を払出先に通知するものとする。	2. 計量管理責任者は、核燃料物質の払い出しに際し、 <u>当該核燃料物質に関する記録に基づき、払出先、</u> 払出す核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等 <u>について記載した核燃料物質移動通知書を作成の上、</u> 当該核燃料物質を払出し、核燃料物質移動通知書を払出先に通知するものとする。	記載適正化
 3. 前項の場合で、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。 4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。 5. 第1項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。 1 払出先の事業者名、所在地 2 受入責任者名 3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分 	 3. 前項の場合で、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。 4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。 5. 第2項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。 1 払出先の事業者名、所在地 2 受入責任者名 3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分 	字句修正記載適正化
-8-	-8-	

変更前	変更後	理由
(廃棄の手続) 第22条 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合には、測定済廃棄又は保管廃棄に区分して行うものとする。 2. 計量管理責任者は、核燃料物質の測定済廃棄に際し、当該核燃料物質の種類及び第八章に定める測定又は測定に基づき推定された数量並びにバッチ符号等の確認を行うものとする。 3. 計量管理責任者は、核燃料物質の保管廃棄に際し、当該核燃料物質の種類及び第八章に定める測定又は測定に基づき推定された数量並びにバッチ符号等の確認を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、核燃料物質の廃棄を行った場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。 5. 計量管理責任者は、加工施設において、1ヶ月に 0.01 実効キログラムを超える測定済廃棄物を廃棄する場合には、あらかじめ原子力規制委員会へ連絡するものとする。	(廃棄の手続) 第 18 条 業務所管課は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄される核燃料物質を、測定済廃棄として必要に応じ第八章に定める測定に基づき数量を推定した上で、その結果を計量管理責任者に報告し、廃棄するものとする。 2. 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。 3. 計量管理責任者は、前項の確認結果に基づき第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、加工施設において、1 か月に 0.01 実効値を超える核燃料物質を測定済廃棄物として廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会へ連絡し、その了解を得て必要な措置を講ずるものとする。	条番号変更 保管廃棄に係る規定削除 記載適正化 記載適正化 記載適正化
(保管廃棄再生の手続) 第 23 条 計量管理責任者は、前条第 3 項に定める保管廃棄を行い、当該 MBA に保管されている核燃料物質を当該 MBA にて処理(移し替え、減容、分別等)、又は当該 MBA から払出す場合、保管廃棄再生手続を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の保管廃棄再生を行う場合、必要により第八章に定める測定を実施するものとする。	(保管廃棄及び保管廃棄再生の手続) 第19条 業務所管課は、当面回収不能と考えられ、かつ、その MBA の在庫から削除されるのが適当とみなされる核燃料物質を、第八章に定める測定により数量を確認した上で保管廃棄として当該 MBA で保管し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。 2. 業務所管課は、当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を使用、処理又は当該 MBAより払い出す場合には、保管廃棄再生を行い、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。	条番号変更 保管廃棄に係る規定を追記し、 第19条の条名称を変更 記載適正化
3. 計量管理責任者は、保管廃棄再生を行った場合、第十章に定めるところにより必要な記録を 行うものとする。	3. 計量管理責任者は、第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、業務所管課の報告に基づき、当 該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、在庫情報から削除するとともに、 第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。	記載適正化記載適正化
(事故損失又は事故増加の手続) 第 24 条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もしくは 増加が生じた場合、又は生じたと見なされる場合には、すみやかに、その原因並びに核燃料物 質の種類及び数量等を確認するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の事故損失のうち、0.01 実効キログラムを超 えた事故損失のときには、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。	(事故損失又は事故増加の手続) 第20条 業務所管課は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の事故損失又は増加が生じた場合者しくは生じたと見なされる場合には、直ちにその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し計量管理責任者に報告するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項に定める核燃料物質の事故損失又は増加(国際約束に基づく保障措置の適用上支障のない軽微なものを除く。)が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに、すみやかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。	
3. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が発生した場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	3. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が発生した場合、第十章に定める必要な記録を作成し、事故損失については第十一章に定める報告を行うものとする。	記載適正化
は、計量管理責任者は、バッチの名称の変更、分割、併合等のバッチの再構成を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の場合には、必要により第八章に定める測定を実施し、第十章に	(リバッチング手続) 第21条 原則として核燃料物質のバッチの組み替えは省略できるものとする。但し、必要がある場合には、計量管理責任者は、バッチの名称の変更、分割、併合等のバッチの再構成を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の場合には、必要により業務所管課による第八章に定める測定結	
定めるところにより必要な記録を行うものとする。 -9-	果について、第十章に定める必要な記録 <u>を作成し、第十一章に定める報告</u> を行うものとする。 -9-	

変更前	変更後	理由
(混合の手続) 第 26 条 計量管理責任者は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる 核燃料物質を混合した場合、必要により第八章に定める測定を実施し、核燃料物質の種類、 数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、核燃料物質を混合した場合、第十章に定めるところにより必要な記録を 行うものとする。	(混合の手続)	条番号変更 記載適正化 記載適正化
(区分変更の手続) 第27条 計量管理責任者は、核燃料物質の混合を実施した場合であって、当該核燃料物質の種類が変わった場合、区分変更を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、必要により第八章に定める測定を実施し、濃縮度等を確認するものとする。 3. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	(区分変更の手続) 第23条 計量管理責任者は、核燃料物質の混合を実施した場合であって、当該核燃料物質の種類が変わった場合、区分変更を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、必要により業務所管課による第八章に定める測定結果から、濃縮度等を確認するものとする。 3. 計量管理責任者は、区分変更を行った場合、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。	条番号変更 記載適正化 記載適正化
(核燃料物質の保管又は貯蔵手続) 第28条 計量管理責任者は、核燃料物質を保管、又は貯蔵する場合、当該核燃料物質の同定番号 及び員数等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施し、第十章に定めるところにより必 要な記録を行うものとする。	(核燃料物質の保管又は貯蔵手続) 第 24 条 <u>業務所管課は、</u> 核燃料物質を保管、又は貯蔵する場合、当該核燃料物質の同定番号及び 員数等を確認し、必要により第八章に定める測定を実施し、 <u>計量管理責任者に報告するものと</u> する。 2. 計量管理責任者は、核燃料物質の保管、又は貯蔵を行った場合、前項の報告に基づき第 十章に定める必要な記録を行うものとする。	記載適正化
(試料の収去及び保管の手続) 第29条 計量管理責任者は、法律第68条の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員 もしくは国際原子力機関の指定する者、又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者 (以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項により収去された試料について、査察官等から当該試料の保管を 依頼された場合、当該試料の発送までの間これを保管及び管理するものとする。	(試料の収去及び保管の手続) 第25条 計量管理責任者は、法律第68条の規定に基づき、原子力規制委員会の指定するその職員 もしくは国際原子力機関の指定する者、又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者 (以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合は、これに協力するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項により収去された試料について、査察官等から当該試料の保管を 依頼された場合、業務所管課にて当該試料の発送までの間これを保管及び管理するものとす る。	記載適正化
3. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	3. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める必要な記録を行うものとする。	記載適正化
-10-	-10-	

変更前	変更後	理由
第七章 実在庫量の確認	第七章 実在庫量の確認	
(目的及びその頻度) 第 30 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。 2. 棚卸しは、約 12 ヶ月に1 度行うものとする。但し、その時期については操業計画等を勘案して決定するものとする。	(目的及びその頻度) 第 26 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。 2. 棚卸しは、約 12 か月に1度行うものとする。但し、その時期については操業計画等を勘案して決定するものとする。	
(実施計画) 第31条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸しの実施に関する計画(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。 2. 前項の棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。 1. 実施期日 2. 実施組織 3. 各 KMP の実施内容並びに各種測定及び分析の内容 4. 各 KMP における核燃料物質の推定在庫量、単位体数及びバッチ数等についての明細 3. 計量管理責任者は、前項により作成した棚卸し実施計画書を、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも 1 ヶ月 前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。 	(実施計画) 第 27 条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸しの実施に関する計画(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。 2. 前項の棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。 1 実施期日 2 実施組織 3 各 KMP の実施内容並びに各種測定及び分析の内容 4 各 KMP における核燃料物質の推定在庫量、単位体数及びバッチ数等についての明細 3. 計量管理責任者は、前項により作成した棚卸し実施計画書を、計量管理総括者並びに計量管理副総括者に説明の上、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも1か月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。	条番号変更 記載適正化 字句修正
(実施手続) 第32条 計量管理責任者は、棚卸しの実施に当たり、棚卸し実施計画書に基づき、次の事項を実施するものとする。 1 計量管理責任者は、棚卸しにおいて使用する測定機器等を点検し、必要があれば校正する。 2 棚卸し実施に当たっては、棚卸し以外の目的で核燃料物質の MBA への受入れ、払	次の事項を実施するものとする。 1 <u>業務所管課</u> は、棚卸しにおいて使用する測定機器等を点検し、必要があれば校正する。 2 <u>計量管理責任者は、</u> 棚卸し実施に当たっては、棚卸し以外の目的で核燃料物質の	条番号変更 記載適正化 記載適正化
出し及び MBA 内での取扱いを禁止する。但し、受入れ、又は払出しの場合であって、 船舶の運行等の事情により、その受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間にかかる場合には、この限りではない。 3 計量管理責任者は、前号において定める受入れ、又は払出しが棚卸しの実施期間に かかる場合、あらかじめ原子力規制委員会に連絡するものとする。 4 計量管理責任者は、棚卸し実施計画書に基づき員数勘定、同定番号の確認、測定、 サンプルの採取及び分析等を実施するものとする。	しの実施期間にかかる場合には、この限りではない。	記載適正化
-11-	-11-	

変更前	変更後	理由
変更前 (実在庫量の確定) 第33条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA における核燃料物質の実在庫量及び不明物質量(以下「MUF」という。)を確定するものとする。 2. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。 3. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第十章に定めるところにより実在庫明細、物質収支記録等の必要な記録を行うものとする。	(実在庫量の確定) 第 29 条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA における核燃料物質の実在庫 量及び <u>在庫差</u> (以下「MUF」という。)を確定するものとする。	条番号変更記載適正化
-12-	-12-	

変更前	変更後	理由
第八章 測定の方法及び測定機器の管理	第八章 測定の方法及び測定機器の管理	
 (測定の方法) 第34条 計量管理責任者は、各 KMP において必要な測定を実施するものとする。 尚、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができる。 2. 前項に定める測定の内容は、第5表の通りとする。 	(測定の方法) 第30条 業務所管課は、各 KMP において必要な測定を実施し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。 一さものとする。 一さものとする。 一さができる。 2. 前項に定める測定の内容は、第4表の通りとする。 	条番号変更 記載適正化 記載適正化
(測定結果の解析及びその評価) 第35条 計量管理責任者は、前条により測定された結果について、解析及び評価を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータからバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にしておくものとする。	(測定結果の解析及びその評価) 第31条 計量管理責任者は、前条により測定された結果について、解析及び評価を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、測定の対象となった核燃料物質に関するソースデータ及びソースデータからバッチデータを算出する標準的計算方法及び使用される定数を明確にしておくものとする。	条番号変更
(機器の校正頻度、内容、結果の記録) 第36条 計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的に実施するものとする。 前項に定める校正の時期、頻度、内容等については、第6表の通りとする。 計量管理責任者は、前項による校正データ等は、第十章に定めるところにより必要な記録を行うものとする。 	(機器の校正頻度、内容、結果の記録) 第32条 業務所管課は、測定機器の精度を一定に維持・管理するために、必要な校正を定期的に実施するものとする。 前項に定める校正の時期、頻度、内容等については、第5表の通りとする。 業務所管課は、前項による校正データ等について、第十章に定める必要な記録を行い、その結果を計量管理責任者へ報告するものとする。 	条番号変更 記載適正化 記載適正化
-13-	-13-	

変更前	変更後	理由
第九章 供給当事国別の管理の方法	第九章 供給当事国別の管理の方法	
(供給当事国別管理方法) 第 37 条 計量管理責任者は、第六章及び第七章に規定する核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、以下の本章各条に従い、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定めるところにより、供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。	(供給当事国別管理方法) 第33条 計量管理責任者は、第六章及び第七章に規定する核燃料物質の在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、以下の本章各条に従い、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供給当事国別管理区分の別を把握して、供給当事国別管理を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項の場合、第十章に定める供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。	条番号変更
(在庫変動等に係る管理手続) 第38条 前条において定める供給当事国別管理は、次の通りとする。 1 国内受入れの場合には、払出者が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づき管理するものとする。 2 海外から受入れる場合には、所有者からの通知に基づき「移転に係る供給当事国」についての管理区分をバッチ毎に管理するものとし、輸入された核燃料物質が、原産、一次転換、濃縮、二次転換、加工、照射及び再処理に関連して、複数国の規制を受ける場合には、関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。 3 海外再処理後の返還核燃料物質は、輸出時に記されていた全ての供給当事国を集約し、それに再処理、濃縮等に関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。 4 SRD の場合には、受入れ時の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。 5 混合の場合には、混合した核燃料物質の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。 6 前各号以外の在庫変動及び在庫については、SRD 確定後の入量時の供給当事国別管理区分の比率に応じて配分する。 7 バッチ間の供給当事国別管理区分の付け替えは、行わないものとする。	(在庫変動等に係る管理手続) 第34条 前条において定める供給当事国別管理は、次の通りとする。 1 国内受入れの場合には、払出者が発行した核燃料物質移動通知書の供給当事国別管理区分に基づき管理するものとする。 2 海外から受入れる場合には、所有者からの通知に基づき「移転に係る供給当事国」についての管理区分をバッチ毎に管理するものとし、輸入された核燃料物質が、原産、一次転換、濃縮、二次転換、加工、照射及び再処理に関連して、複数国の規制を受ける場合には、関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。 3 海外再処理後の返還核燃料物質は、輸出時に記されていた全ての供給当事国を集約し、それに再処理、濃縮等に関与した供給当事国を一連とし、1 つの「移転に係る供給当事国」として管理するものとする。 4 SRD の場合には、受入れ時の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。 5 混合の場合には、混合した核燃料物質の供給当事国別管理区分の特定核分裂性物質の重量比で元素重量を比例配分するものとする。 6 前各号以外の在庫変動及び在庫については、SRD 確定後の入量時の供給当事国別管理区分の比率に応じて配分する。 7 バッチ間の供給当事国別管理区分の付け替えは、行わないものとする。	条番号変更
(偏りの調整の方法) 第39条 計量管理責任者は、混合により供給当事国ごとの元素重量に偏りが生じた場合、その偏りについて、第十章に定めるところにより記録するものとする。	(偏りの調整の方法) 第35条 計量管理責任者は、混合により供給当事国ごとの元素重量に偏りが生じた場合、その偏りについて、第十章に定める必要な記録を作成し、第十一章に定める報告を行うものとする。	条番号変更記載適正化
-14-	-14-	

変更前	変更後	理由
第十章 記 録	第十章 記 録	
(計量記録) 第40条 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第六章の在庫変動記録及び第七章の在庫記録に関連する核燃料物質の計量管理の記録を作成するものとする。 2. 前項の記録について、その記録事項及び記録時期等は、第7表に定める通りとする。	(計量記録) 第36条計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第六章の在庫変動記録及び第七章の在庫記録に関連する核燃料物質の計量管理の記録を作成するものとする。 2. 前項の記録について、その記録事項及び記録時期等は、第6表に定める通りとする。	条番号変更記載適正化
(ソースデータ) 第 41 条 計量管理責任者は、計量記録を作成するためのバッチデータを導き出す基礎となる測定等のソースデータを作成するものとする。 2. 前項に定めるソースデータの種類及びその内容は、第3表に定める通りとする。 	スデータを作成 <u>し、計量管理責任者に報告するものとする。</u> 2. 前項に定めるソースデータの種類及びその内容は、 <u>第2表</u> に定める通りとする。	条番号変更記載適正化
(操業記録) 第42条 計量管理責任者は、計量管理に関連する操業記録を作成するものとする。 2. 前項に定める操業記録の記録事項、頻度及び時期等は、第8表に定める通りとする。	(操業記録) 第38条 計量管理責任者は、計量管理に関連する操業記録を作成するものとする。 2. 前項に定める操業記録の記録事項、頻度及び時期等は、第7表に定める通りとする。	条番号変更 記載適正化
(調整及び訂正) 第43条 計量管理責任者は、計量記録の調整及び訂正として、次の事項を記録するものとする。 1 MUF 2 端数調整 3 訂 正 4 偏りの調整 2. 調整及び訂正は、次に定める時期にこれを行う。 1 MUF及び端数調整は、実在庫量の確認完了時 2 訂正は、誤りの発見の都度 3 偏りは、月毎の集計を当該月末 	(調整及び訂正) 第39条 計量管理責任者は、計量記録の調整及び訂正として、次の事項を記録するものとする。 1 MUF 2 端数調整 3 訂 正 4 偏りの調整 2. 調整及び訂正は、次に定める時期にこれを行う。 1 MUF及び端数調整は、実在庫量の確認完了時 2 訂正は、誤りの発見の都度 3 偏りは、月毎の集計を当該月末 	条番号変更
(記録の保存) 第 44 条 本章に定める記録の保存は、第 7 表 及び第 8 表 に定める通りとする。	(記録の保存) 第40条 本章に定める記録の保存は、第6表及び第7表に定める通りとする。	条番号変更記載適正化
-15-	-15-	

変更前	変更後	理由
第十一章 報 告	第十一章 報 告	
(在庫変動及び在庫等の報告) 第 45 条 計量管理責任者は、核燃料物質の第六章、第七章及び第九章に係る在庫変動報告及び在 庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会に報告するものとす る。	(在庫変動及び在庫等の報告) 第 41 条 計量管理責任者は、核燃料物質の第六章、第七章及び第九章に係る在庫変動報告及び在 庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会に報告するものとす る。	条番号変更
2. 前項に定める報告事項及び時期等は、 <u>第9表</u> に定める通りとする。	2. 前項に定める報告事項及び時期等は、 <u>第8表</u> に定める通りとする。	記載適正化
(供給当事国別管理報告の選択) 第 46 条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在 庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明 細報告書 2(OCR2)」を用い、在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細 報告書 2(OCR4)」を用いるものとする。	(供給当事国別管理報告の選択) 第42条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在 庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明 細報告書 2(OCR2)」を用い、在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細 報告書 2(OCR4)」を用いるものとする。	条番号変更
(コンサイスノート) 第 47 条 計量管理責任者は、第 45 条に定める各報告をする場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明することができる。	(コンサイスノート) 第 43 条 計量管理責任者は、第 41 条に定める各報告をする場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明することができる。	条番号変更
2. コンサイスノートにより補足説明をする場合、第45条に定める各報告書に添付して報告する ものとする。	2. コンサイスノートにより補足説明をする場合、 <u>第 41 条</u> に定める各報告書に添付して報告する ものとする。	記載適正化
-16-	-16-	

更前		変見	更後	理由
束の遵守等に係る事項		第十二章 国際約5	束の遵守等に係る事項	
係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えお	<u>第 44 条</u> 言 くもの	十量管理責任者は、加工施設の施設に のとする。	係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えお	条番号変更
	<u>第45条</u> 計	量管理責任者は、下表左欄に定める記		条番号変更
国に対する連絡期限		設計情報の変更に関する情報	国に対する連絡期限	
事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合)		現存施設に関して既に連絡してい る情報に対して重大な変更計画	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、 (事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更を しようとする時(許認可変更を伴わない場合)	
上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに		実施した重大な変更内容	上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに	
変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時		実施した重大でない変更内容	変更の完了後、最初の在庫変動報告と同時	
こ定める変更をいう。		(注 1) 「重大な変更」とは <mark>第 9 表</mark> に	定める変更をいう。	記載適正化
燃料物質の種類及び数量、バッチ数並びに供給当	第46条 計 国別	量管理責任者は、核燃料物質を受入れ 」管理に必要がある場合には、当該核	燃料物質の種類及び数量、バッチ数並びに供給当	条番号変更
7_		1	7-	
	事業許可変更申請後、可能な限り速やかに、又は設計工事認可申請後、可能な限り速やかに、(事業許可変更申請を伴わない場合)又は変更をしようとする時(許認可変更を伴わない場合) 上記の重大な変更計画完了後、可能な限り速やかに	係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えお 第 44 条 章 くもの と するものと する。	(設計情報をの保管) 第44条 計量管理責任者は、加工施設の施設に (設計情報の変更に関連する情報について、下表有構会へ連絡するものとする。	(設計情報等の保管) 第43 計畫管理責任者は、加工施設の施設に係る設計情報及び施設附属書を加工施設に備えおったの表現に関連する情報について、下表右欄金へ連絡するのとする。 (設計情報の変更主義) 第15条 計量管理責任者は、下表右欄金へ連絡するに関連する情報について、下表右欄に多いられた期限までに原子力規制を負金へ連絡するものとする。 田に対する連絡期限 事業許可変更申請後、可能な限り連やかに、又は設計工事経り可能を開発をかた。又は設計工事経り可能を開発をかた。又は設計工事経の重大な変更計画を行な、場合入及は変更をしたしたとも表別で変更を指えな場合。 上記の重大な変更計画第7後、可能な限り連やかに、又は設計工事が可能を開かませれな。場合入及は変更をからから変更を作り、 「素能した重大な変更の容」を変更の発す後、最初の在確変動報告と同時 「定める変更ないり。 (注1)「重大な変更内容 変更の光子後、最初の在確変動報告と同時 (注2)「重大な変更力容 変更の光子後、最初の在確変動報告と同時 (注3)「重大な変更力容 変更の光子後、最初の在確変動報告と同時 (注4) 「重大な変更力を変更をいう。 (注4) 「重大な変更力を変更をいう。 (注4) 「重大な変更力を変更をいう。

変更前	変更後	理由
(査察用封印又は監視装置) 第 51 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 68 条に定めるところにより取付けた封印、又は監視装置を取外す時は、あらかじめ、但し、緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次の各号に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。 1 封印、又は監視装置を取外した日付 2 封印、又は監視装置を取外した理由 3 封印、又は監視装置の番号 2. 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が連絡の必要がないと、あらかじめ通知した封印については、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。但し、この場合でも前項各号の事項を記録するものとする。	(査察用封印又は監視装置) 第 47 条 計量管理責任者は、査察官等が、法律第 68 条に定めるところにより取付けた封印、又は監視装置を取外す時は、あらかじめ、但し、緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、次の各号に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとする。 1 封印、又は監視装置を取外した日付 2 封印、又は監視装置を取外した理由 3 封印、又は監視装置の番号 2. 前項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が連絡の必要がないと、あらかじめ通知した封印については、その取外しについての連絡を行う必要がないものとする。但し、この場合でも前項各号の事項を記録するものとする。	条番号変更
(連 絡) 第52条 計量管理責任者は、次に揚げる事項に関し、支障が生じた場合、又はその恐れがある場合には、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。尚、第3項に関するものについては、事前に連絡するものとする。 1 第29条第1項及び第2項に基づく試料の収去及び保管 2 第51条第1項に基づく封印、又は監視装置の管理 3 短期通告ランダム査察(SNRI)において、原子力規制委員会及び国際原子力機関との間で合意された滞留期間(レジデンスタイム)の確保 2. 計量管理責任者は、前項に掲げる場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要がある場合、又は疑義が生じた場合には、速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。又、連絡するに当たり計量管理責任者は、実施要領に従い必要な手続を取るものと	は、その状況について速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。尚、第3項に関するものについては、事前に連絡するものとする。 1 第25条第1項及び第2項に基づく試料の収去及び保管 2 第47条第1項に基づく封印、又は監視装置の管理 3 短期通告ランダム査察(SNRI)において、原子力規制委員会及び国際原子力機関との間で合意された滞留期間(レジデンスタイム)の確保 2. 計量管理責任者は、前項に掲げる場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必要がある場合、又は疑義が生じた場合には、速やかに原子力規制委員会へ連絡するものとする。又、連絡するに当たり計量管理責任者は、実施要領に従い必要な手続を取るものと	条番号変更記載適正化
する。	する。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の所在地の英語表記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしくは種類に変更がある場合は、変更の 30 日前までに原子力規制委員会に連絡するものとする。	3.及び4.項追記
-18-	-18-	

変更前	変更後	理由
<u>第1表 定 義 (1)</u>		第1表 定義(1)削除
1. 「高濃縮ウラン」(略号として「HEU」を用いる。以下本条において括弧内は同義)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。		
2. 「低濃縮ウラン」(LEU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、 天然ウランよりも大きく、20%未満に濃縮されたウランをいう。		
3. 「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。 尚、天然ウランどうしの混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られ たウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウラ ンとはしない。		
4. 「劣化ウラン」(DU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも小さいウランをいう。		
5. 「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 をいう。		
6. 「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 条第 12 項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関連する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和 52 年条約第 13 号)を除く。)の締約相手国(国際機関を含む。)(同一の国際規制物資が 2 以上の国際約束に関連する場合の 2 以上の締約相手国の組合せを含む。)をいう。		
7. 「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、加工施設内であって、国際約束に基づく保障措置の 円滑な適用のため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を適切に行うことが できる区域をいう。		
8. 「主要測定点」(KMP)とは、MBA 内における箇所であって、当該 MBA に係る核燃料物質の受払量、又は実在庫量の計量を適切に行うことができる箇所をいう。 KMP には、流れの KMP(FKMP)及び在庫の KMP(IKMP)とがある。		
9. 「区分変更」とは、ウランの濃縮度が、濃縮、混合及び核的損耗等により HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU にその区分が変わることをいう。		
10. 「測定済廃棄物」とは、測定され又は測定に基づいて推定され、且つその後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。		
11. 「保管廃棄物」とは、処理、又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、且つ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。		
-19-		

第1表 変 ② ② ③ 12. 「不明物の東JAMEの知は、発生財産の確認では発生する機器企業を支充企業を対象をから。 13. 「常知をデジタADEの知は、地域料金11年的に関係を辿りされて基立って、その框容核を理 して、定力をデカルについては、そのオリアンと財産が承認の機能 に関連機能と2 等の製して新たりのとなった。このでは、そのカリアンと対して、このカリー プラム型の対象が表しての知らなが、とのイリアンと対して、そのカリアンと対して、 は関連機能と2 等の製して新たりの地域。 は、最初度が自然があるが、2000年を対象が表していては、そのカリア プラム型の対象が関係である。2000年の対象が大いでは、そのカリア エージャンとは、10. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12	変更前	変更後	理由
 13. 1中間特質量(MURD)性法、複像料物質に保障温度が選出する場合を決していまったのは要性を反映して使用する場合を対しまったのようのよう。 五 アルト・ウルはついては、そのホックル面接の未免の破談。 五 浸配がた(の担任地はよっのアンドには、そのキックル面接の未免の破談。 ム 浸配がた(の担任地はよっのアンドには、そのキックル面接の未免の変越に表現を対してある。の担任地はよっのアンドには、そのキックル面接の手術ではある。 ム 海路のが(の担任地はよっのアンドには、そのキックルでは、そのキックル面接の手術では、 ム 海路のが(のののからは)・からだりアルとのアシア・ロいては、そのキックル面接の手術では、ののはのがよったがはアンドルとのドックルは、場合が大型の変量が必要は、のはないでは、とのキックル、場合が大型では、またが、のはないでは、当体が高速では、カーラによったからがよったがある。またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、	第1表 定 義 (2)		/ 第 1 表 定義(2)削除
 場上である。			
 イ、クバーンバニッションは、2007年の大阪位の自身の機能 市、政務保証のの記念は、12000日を表して単立のは対した。 ・ 法保証のの主義を受しておられる数は、 ・ 法保証のが正のでは、2000日を表して単立込む機能、 ・ 表現代金が1000日を表して単立込む機能、 ・ 必める主要に支援でお願うの主要となりませんがは、 ・ がの企業を支援であ解り、1200日を表しているがあれる。 ・ さんから主要に支援を解析の主要とは、2018年の主任、実施教育とは、そのから主要に支援を解析しませんの表現を含まれた。 14. 「ペップ」とは、計算で開催で展表的もグータ、火は環境側にあった関係を著作されたがよりに対している。 15. 「ソースゲーク」とは、認定は、11枚に対しているでは、表現の重量を実施するための要素を含めるの表現である。 ・ インテークには、別と同じを含める表して、メニを構造しているのでは、元素の主意を実施するための要素を表して、大きに、大き様に対したの関係をといる。 ・ 方に90年日、よりまれたは、表示がのよび事務のよりの場合である。 16. 「日米職定」新聞とは、次の区がによる政府関係をの制定との関係をでき、また1906年1月との日本を含めました。 17. 日本の区がによる政府関係との制定といる企業ののまたまたが、また1906年1月と同様を含めまた。 18. 「日本職定」が、2018年の場合では、2018年の対した日本の表現を含むが、また1906年1月と同様を含むは、2018年の対した日本の対した日本の表現を含むが、2018年の対した日本の対した日本の表現を含むが、2018年の対した日本の表現を含むが、2018年の対した日本の表現を含むが、2018年の対した日本の表現を含むが、2018年の対した日本の表現を含むが、2018年の表現を含むが、2018年の表現を含むが、2018年の対した日本の表現を含むが、2018年の表現を含むが、2	13. 「実効キログラム」(EKG)とは、核燃料物質に保障措置を適用するに当たって、その枢要値を反		
 3. 動産変形 100(38)以上のウランについては、その中はララス単位の電流の数量 に溶極度の12 年を使むて特からなからかいたついては、その中ロ クラス性のの正か数程で 20003 を表して得かるを使う。 3. 動産成が1003(0.5%)は平のが起いプランを表がサンバについては、その中ロ 単のの重要の原理 200003を を対してありむる要は ま、付からままでに関する場合の 1、又は 2 以上を入げらからかっては、書談物質 ごとは、それで丸イからニまでは関するとことは到着国とれる数性を合き出した 数据 14. レンテチ」とは、調査等にくは使すの側に解除性の場合という。 15. 「ソースデータ」とは、調査等にくは使すの側に発達して、大いチデックの基準になるののない。 表記が相談でありまして、 カンステータルに、現るほどに物の電点、完立の電点を決定するための変換 が最、止と、景楽演奏、関や体生、体化が止力計の意み上の関係及び中域を たるテルキーのより上の影響を含めました。 16. 「日米薬度」制化とは、次の区分による政府也能を定め場がという 第1697 年 1 月 4 1 に受き込むた原子力の力率の時間に関する場内のため のおと国際がドンガラ企業の場合の場合。 16. 1日・業度とは、次の区分による政府也能を定める場合のであるという。 16. 1日・業度とは、次の区分による政府也能を定める場合のであるという。 16. 1日・実施しているの区が表をいめまままが、ままによったのであるという。 			
 ※解除する配金の上であるのは何かになっては、その木の			
 ○ 講教展が 0.008 (0.98) を超え、0.01(事) よ高であるウンエーのいては、そのキロ			
 - 適格な多の05(0.5%)以下が多化プラン及が中立人については、そのキログラム 単位の世帯の数能に10000多を単に下移いる数能 ま、わらにまでは過ぎる時から、又は2.2 以上をみくむめのにあっては、当該時間 ごとに、それぞれイからユエビに掲げるたころにより審出される数性を合計した 数値。 14. 「パッテ」とは、計量音楽のために一体としてはり数けれる数熱料物質の総体化いり。 15. 「ソーメデーカ」とは、適定費に記録される子・ク、又は経験則に基づいず間値を 導き出りために用いまは分・ラであって、減熱料料質予問だし、パッサゲ・ タのあまれどのからないり、 ケ・スラータには、側を任命を発しては、手帯の正値を決定するための変換 (級、出土、定義)政策(単位と、体程と中方計の添みとの関係及び生成されるアルーシスと出したの関係を含さ、 おるアルトニシスと出したの関係を含さ。 16. 「日来第2上前日上は、次の区分による政府関係すの関係と解析との検索とは、 が1987年1月4日に基本とおと属・力の平和の利用に関する協力のため の日本国政策とアメリカ合衆国政権との検索との 19. 1987年2月26日に基本とは展示力の単立の利用に関する協力のための の日本国政策とアメリカ合衆国政権との協定(その改正を含む) 			
中仏の正義が影響性であれてい。			
ホールの上までに掲げる物質の 1、又は 2 以上をふくためのにかっては、高独物質 ごとに、それぞれイルシニよでに掲げるところに19 算出まれる歌値を合計した 動他。 14. 「バッチ」とは、制定者しくは校上の間に記録されるデータ、又は経験側に基づいた。間径を 導き出すために用いられるデータであって、就整料物質と同定し、バッチデー なの思索になられるジータであって、就整料物質と同定し、バッチデー なの思索になられるジールンスに、例えば化合物の重量、欠素の重要を決定するための影像、び生成されるプルト・リスと出力との関係を含む。 16. 「日来協立」新口とは、次の区分による政府関係なの総称をいう。 第1987年11月4日に署える北京原子力の非常の利用に関する協力のため の日本国政府とアルカ合衆国政府との協定。 田 1986年2月26日に著るされた原子力の非常事的利用に関する協力のた めの日本国政府とアルカ合衆国政府との協定(その改正を含す)			
ごとに、それぞれイから二までに掲げるところにより質出される数値を合きした数値。 14. 「バッチ」とは、計量で型のために 「体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。 15. 「ソースケータ」とは、適定者しくは校正の間に記録されるゲーク、人と経験側に思った。中間を連合しませんがに用いられるデークであって、核燃料物質を同定し、パッチデータの基礎になるものから。			
14. 「バッチ」とは、計量管理のために 「体として飛り扱われる核燃料物質の総体をいう。 15. 「ソースケータ」とは、減速者には核正の協定などのゲータ、又は経験制度を開発し、バッチアータの基礎になるものもいう。 ソースゲークとは、例文に任合物の重義、元素の重素を決定するための変換(係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の認みとの関係及び生成されなグルトニクなと出力たの関係を含れ。 16. 「日米鑑定」第10名 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアルガラ合衆国政府との報定。 同・1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非米事的利用に関する協力のための日本国政府とアルガ合衆国政府との総定、同・1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非米事的利用に関する協力のための日本国政府とアルガ合衆国政府とアルガ合衆国政府とアルガ合衆国政府とアルガ合衆国政府とアルガーの独立を含まり			
15. 「ソースデータ」とは、測定型しくは校正の間に記録されるデータ、又は経験側に基づいた関係を 増き出すために用いられるデークであって、緑態料物質を同定し、パッケデー タの取録になるものない。 ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換 係数、比重、元素資度、同位体比、体積と圧力計の設みとの関係及び中成されるプルト・ウムと同力との関係を含む。 16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府関節がの総券をいう。 新:1857 年 II 月 4 日に写名された原子力の平和的利用に関する協力のため の日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 ID:1968 年 2 月 26 日に基本された原子力の単本事的利用に関する協力のた めの日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)	数値。		
15. 「ソースデータ」とは、測定型しくは校正の間に記録されるデータ、又は経験側に基づいた関係を 増き出すために用いられるデークであって、緑態料物質を同定し、パッケデー タの取録になるものない。 ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換 係数、比重、元素資度、同位体比、体積と圧力計の設みとの関係及び中成されるプルト・ウムと同力との関係を含む。 16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府関節がの総券をいう。 新:1857 年 II 月 4 日に写名された原子力の平和的利用に関する協力のため の日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 ID:1968 年 2 月 26 日に基本された原子力の単本事的利用に関する協力のた めの日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)			
導急用すために用いられるデータであって、核燃料物質を同定し、バッチデータの基礎になるものをいう。 ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換 係数、比重、元素適度、同位体比、体質上圧力計の能みとの関係及び生成されるブルトニウムと出力との関係を含む。 16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府関連を必称をいう。 新: 1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定 [旧: 1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)	14. 「バッナ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。 		
タの基礎になるものをいう。 ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換 係数、比重、元素海底、同位体比、体積と圧力計の減みとの関係を含む。 16. 「日本協定」新旧とは、次の区分による政府問協定の総称をいう。 新1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のため の日本国政族ドン別カ合衆国政府を協定。 日:1988 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のた めの日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。 との改正を含む。	15. 「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ、又は経験則に基づいた関係を		
ツースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換 係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。 れるプルトニウムと出力との関係を含む。 第1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のため の日本国政府とアルカ合衆国政府との協定。 田:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のた めの日本国政府とアルカ合衆国政府との協定(その改正を含む)	導き出すために用いられるデータであって、核燃料物質を同定し、バッチデー		
係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるブルトニウムと出力との関係を含む。 16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府関協定の総称をいう。 新:1957 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアルカ合衆国政府との協定。 「日:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)			
れるブルトニウムと出力との関係を含む。 16. 「日米協定」新旧とは、次の区分による政府関協定の総称をいう。 新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とア刈力合衆国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)			
新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府との協定(その改正を含む)			
新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府との協定(その改正を含む)			
の日本国政府との協定。 旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)			
旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)			
-20-	めの日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)		
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
-20-			
	-20-		

	変更前		変更後	理由
	第2表 加工施設における MBA		第1表 加工施設における MBA	表番号変更
MBA の符号	MBA の説明	MBA の符号	MBA の説明	
JM-M	法律第13条に規定する許可により核燃料物質を取り扱う区域で、核燃料物質の受払い、転換、成型、組立工程、分析室及び原料・仕掛品・燃料集合体等を貯蔵するMBAとする。	JM-M	法律第13条に規定する許可により核燃料物質を取り扱う区域で、核燃料物質の受払い、転換、成型、組立工程、分析室、原料・仕掛品・燃料集合体等を貯蔵するMBAとする。	
		L		
	-21-		-19-	

第3表 KMPの記述	核燃料物質をバッチに										
KMPの記述		区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (1)			第2表	核燃料物質をバッチに	区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (1)	<u> </u>	表番号変更
KMP の符号 説明	バッチに関す	する記述 単位体	ソースデータ	供給当事 国別在庫 変動記録 の区分	KMP の符号	Pの記述 説明	バッチに関っ	する記述 単位体	ソースデータ	供給当事 国別在庫 変動記録 の区分	
	多量の核燃料物質 (UF ₆ シリンダー、燃料棒、燃料集合体及び 10g ²³⁵ U 未満の少量核燃料物質を除く) 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 等)	容器毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)				多量の核燃料物質 (UF6シリンダ、燃料 棒、燃料集合体及 び 10g ²³⁵ U 未満の 少量核燃料物質を 除く) 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	容器 1 個 (<mark>缶</mark> 等)	容器毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)		字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
輸入 1 国内受入	UF ₆ <u>シリンダー</u> 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	UF ₆ <u>シリンダー</u> 1 本	シリンダー毎に払出者側 データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	1	輸入 国内受入	UF ₆ <u>シリンダ</u> 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	UF ₆ <u>シリンダ</u> 1 本	シリンダ毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 6.同位体組成 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	字句修正記載適正化
れ	燃料棒 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	燃料棒 1本	燃料棒毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度 (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)			れ	燃料棒 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	燃料棒 1本	燃料棒毎に払出者側データに基づく下記の記録 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度 (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)		
	燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に払出者 側データに基づく下記の 記録 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的 <u>形態</u> 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5測定誤差(可能なら)				燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に払出者 側データに基づく下記の 記録 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		誤記修正

			変更前						変更後			理由
	<u>第3表</u> 核	亥燃料物質をバッチに	区分する方法及び	ブソースデータ(FKMP) (2)			第2表	核燃料物質をバッチに	区分する方法及び	ゾソースデータ(FKMP) (2)		表番号変更
	P の記述	バッチに関す	する記述	ソースデータ	供給当事 国別在庫	 	P の記述	バッチに関っ	する記述	ソースデータ	供給当事 国別在庫	
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	<i>)</i> > <i>)</i> >	変動記録 の区分	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体) —	変動記録 の区分	
1						1	<u>輸入</u> 国内受入 九	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末 末 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	<u>容器1個</u> <u>(缶等)</u>	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	<u>バッチ</u>	UO2粉末、U3O8粉末を追記 (事業許可変更を反映)
(続)	受払差 (S/RD)	多量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の少量核燃料物質を除く) 1 回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器 1 個 (UF ₆ <u>シリンダ</u> 一、燃料棒、集 合体等)	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	(続)	受払差 (S/RD)	多量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の少 量核燃料物質を除 く) 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	容器 1 個 (<u>缶</u> 、UF ₆ <u>シリン</u> ダ 燃料棒 集	容器毎に1.識別番号2.化合物重量3.化学的、物理的形状4.ウラン含有率(W/O)5.濃縮度(W/O)6.元素重量及び特定核分裂性物質重量7.測定誤差(可能なら)	バッチ	記載適正化 バッチ単位体に「缶」を追記 (事業許可変更を反映)
2	輸出国内払出	多量の核燃料物質 (UF6 シリンダー、 粉末、燃料棒、燃料棒、燃料集合体及び 10g ²³⁵ U未満の少量核燃料物質を除く) 1回の輸送に係る同一仕様の核燃料物質	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的 4.物理的形状 5.ウラン含有率(W/O) 6.濃縮度(W/O) 7.元素重量及び特定核分裂性物質重量 8.測定誤差(可能なら)	- バッチ	2	輸出国内払出	多量の核燃料物質 (UF6 シリンダ、粉末、燃料棒、燃料棒、燃料 集合体及び 10g ²³⁵ U未満の少量核燃料物質を除く) 1回の輸送に係る同一仕様の核燃料 物質	容器 1 個 (<mark>近</mark> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映) 誤記修正
		UF6 <u>シリンダー</u> 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	UF6 <u>シリンダー</u> 1本	<u>シリンダー</u> 毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 6.同位体組成(可能なら) 7.測定誤差(可能なら)				UF6 <u>シリンダ</u> 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	UF6 <u>シリンダ</u> 1本	シリンダ毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O) 4.濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.同位体組成(可能なら) 7.測定誤差(可能なら)		字句修正
	1	1	-23-	I			I	I	-21-	1	1	

			変更前							変更後			理由
	<u>第3</u> 表	咳燃料物質をバッチ に	区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (3)				第2表	核燃料物質をバッチに	<u>に区分する</u> 方法及	びソースデータ(FKMP) (3)		表番号変更
KM	Pの記述	バッチに関っ			供給当事		KM	Pの記述	バッチに関			供給当事	
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	111	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	
		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末 末 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	<u>輸送容器</u> <u>1個</u>	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂 性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ				UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末 末 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	<u>容器 1 個</u> (缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 5.濃縮度(W/O) 6.元素重量及び特定核分裂 性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	バッチ単位体を「輸送容器」から「容器」に変更
2 (続)	輸出 国内払出 し	燃料棒 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	燃料棒 1 <u>体</u>	燃料棒毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度 (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)	バッチ		2 (続)	輸出国内払出し	燃料棒 1 回の輸送に係る 同一仕様の核燃料 物質	燃料棒 1 <u>本</u>	燃料棒毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.同位体組成(可能なら) 6.ガドリ濃度 (必要に応じて) 7.測定誤差(可能なら)	バッチ	誤記修正
		燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)					燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		
			-24-							-22-			

			変更前						変更後			理由
	第3表 柞	亥燃料物質をバッチ に	区分する方法及	てびソースデータ(FKMP) (4)			第2表	核燃料物質をバッチし	こ区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (4)		表番号変更
KMF	Pの記述	バッチに関っ			供給当事	KM	Pの記述	バッチに関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	供給当事	JCH VSCSC
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	
	測定済廃	液体廃棄物及び 気体廃棄物 (<u>1 ヶ月</u> 間各々の合 計量)	_	1.容 量 2. 平均ウラン含有率 (W/O)及び平均濃縮度 (W/O) 3.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 4.測定誤差(可能なら)			測定済廃	液体廃棄物及び 気体廃棄物 (<u>1か月</u> 間各々の合 計量)	_	1.容 量 2. 平均ウラン含有率 (W/O)及び平均濃縮度 (W/O) 3.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 4.測定誤差(可能なら)		字句修正
	棄	UF ₆ 残渣 (<u>1 ヶ月</u> 間の合計 量)	容器 1 個 (<u>ドラム缶</u> 、 <u>ポリビン</u> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)			棄	UF ₆ 残渣 (<u>1 か月</u> 間の合計 量)	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		字句修正 バッチ単位体の「ドラム缶、ポリ ビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
3	保管廃棄	固体廃棄物 1 回に <mark>廃棄保管</mark> される同一仕様の合計量	,	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及 び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定精度 6.測定誤差(可能なら)	バッチ	3	保管廃棄	固体廃棄物 1 回に <mark>保管廃棄</mark> される同一仕様の合計量	`	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及 び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定精度 6.測定誤差(可能なら)	バッチ	誤記修正 バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
		UF ₆ 残渣 (<u>1 ヶ月</u> 間の合計 量)	容器 1 個 (<u>ドラム缶</u> 、 <u>ポリビン</u> 等) UF ₆ <u>シリンダー</u> 1 本	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)				UF ₆ 残渣 (<u>1 か月</u> 間の合計 量)	容器 1 個 (<mark>缶</mark> 等) UF ₆ シリンダ 1 本	容器毎に 1.識別番号 2.容器重量 3.総重量 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		字句修正 バッチ単位体を「ドラム缶、ポリ ビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
	保管廃棄 再生	1 回に再生される 保管廃棄物	容器 1 個 (ドラム缶等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及 び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)			保管廃棄 再生	1 回に再生される 保管廃棄物	容器 1 個 (ドラム缶、 <u>缶</u> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.ウラン含有率(W/O)及び平均濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		バッチ単位体に「缶」を追記 (事業許可変更を反映)
	事故損失/ 事故増加	事故の状況に基づく					事故損失/ 事故増加	事故の状況に基づ				
			-25-						-23-			

			変更前							変更後			理由
	第3表	核燃料物質をバッチに	区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (5)				第2表	核燃料物質をバッチに	区分する方法及	びソースデータ(FKMP) (5)		表番号変更
KMI	<u> </u>	バッチに関す		(IRMI) (3)	供給当事		KMF	<u> </u>	バッチに関す		(IKMI) (3)	供給当事	公田 7 及又
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	1 1	KMP D符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	
4	輸入 国内受入 れ	少量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者から受入れた少量の核燃料物質	容器 1 個	払出者側データに基づく 下記の記録 1.化合物重量 2.化学的、物理的形状 3.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)			4	輸入 国内受入 れ	少量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者から受入れた少量の核燃料物質	容器1個	払出者側データに基づく 下記の記録 1.化合物重量 2.化学的、物理的形状 3.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)		
	輸出 国内払出 し	少量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の核燃料物質)。 同一月間に、又は棚卸しがある月は、その日の前後に分けて、同一払出者へ払出した少量の核燃料物質	容器 1 個	容器毎に 1.化合物重量 2.化学的、物理的形状 3.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	バッチ		7	輸出 国内払出 し	少量の核燃料物質 (10g ²³⁵ U 未満の核 燃料物質)。 同一月間に、又は 棚卸しがある月は、 その日の前後に分 けて、同一払出者 へ払出した少量の 核燃料物質	容器1個	容器毎に 1.化合物重量 2.化学的、物理的形状 3.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 4.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 5.測定誤差(可能なら)	バッチ	
	区分変更	区分変更する量	_	1.ウラン含有率(W/O)及び 平均濃縮度(W/O) 2.元素重量及び 特定核分裂性物質重量				区分変更	区分変更する量	-	1.ウラン含有率(W/O)及び 平均濃縮度(W/O) 2.元素重量及び 特定核分裂性物質重 量		
*	リバッチン グ	必要に応じてリバッ チする量	_	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)			*	リバッチン グ	必要に応じてリバッ チする量	_	1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)		
			-26-							-24-			

			変更前						変更後			理由
	第3表 柞	亥燃料物質をバッチに	区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (1)			第2表	核燃料物質をバッチに	こ区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (1)		表番号変更
KMP	の記述	バッチに関っ		<u> </u>	供給当事 国別在庫	KMF	の記述	バッチに関		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	供給当事	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別任庫 変動記録 の区分	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	
A	SRD 区域	払出者側のデータ による核燃料物質	容器 1 個 (UF ₆ <u>シリンダ</u> <u>ー、ポリビン</u> 等)	KMP:1と同じ		A	SRD 区域	払出者側のデータ による核燃料物質	容器 1 個 (UF ₆ <u>シリンダ</u> 、 <u>缶</u> 等)	KMP:1と同じ		字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から
D. D.	原料倉庫	UF ₆ シリンダー 払出者側のデータ 又は当所の計量に よる同一仕様の核 燃料物質	UF ₆ <u>シリンダー</u> 1本	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)			原料倉庫	UF ₆ <u>シリンダ</u> 払出者側のデータ 又は当所の計量に よる同一仕様の核 燃料物質	UF ₆ <u>シリンダ</u> 1 本	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)		「缶」に変更 (事業許可変更を反映) 字句修正
В	出荷粉末	UO2粉末、U3O8粉 末等 (同一の仕様による)	<u>ドラム(粉末)</u> 1個	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核 分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	総量	В	出荷粉末 受入粉末	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉 末等 (同一の仕様による)	<u>容器 1 個</u> <u>(缶等)</u>	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	総量	B の説明欄に「受入粉末」を追記(事業許可変更を反映) バッチ単位体を「ドラム」から「容器」に変更
С		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉 末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (大型容器、 <mark>ポリビン</mark> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5. 毒物含有率(W/O) (必要応じて) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	THE SE	С	1	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (大型容器、 <mark>缶</mark> 等)	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5. 毒物含有率(W/O) (必要応じて) 6.元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.測定誤差(可能なら)	nu <u>us</u>	Cの説明欄に「シリンダ洗浄棟」を追記(記載適正化)字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
		スクラップ等 UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉 末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (ポリビン等) 容器 1 個 (ポリビン等)	同 上 KMP:Cと同じ				スクラップ等 UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>齿</u> 等) 容器 1 個 (<u>齿</u> 等)	同 上 KMP:Cと同じ		バッチ単位体を「ポリビン」から
D	ペレット	UO ₂ ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (トレイ、 ボート等)	同 上		D		(同一の仕様による) UO ₂ ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (トレイ、 ボート等)	同 上		「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
		スクラップ等	容器1個 (ポリビン等) -27-	同上				スクラップ等	容器 1 個 (<u>缶</u> 等) -25-	同 上		
			-21-						-20-			

			変更前						変更後			理由
	<u>第3表</u>	核燃料物質をバッチに	こ区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (2)			<u>第2表</u>	核燃料物質をバッチに	こ区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (2)		表番号変更
KMP の符号) の記述 説 明	バッチに関バッチの定義	する記述単位体	ソースデータ	供給当事 国別在庫 変動記録	KMP の符号	Pの記述 説明	バッチに関 バッチの定義	する記述単位体	ソースデータ	供給当事 国別在庫 変動記録	
Е	ペレット 貯蔵室	UO2ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (ラック、缶等)	同上	の区分	E	ペレット 貯蔵室	UO2ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (ラック、缶等)	同上	の区分	
F	組立工程	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	タイプ燃料棒毎に 1.識別番号 2.燃料棒数 3.化学的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.毒物含有率(W/O) (必要応じて) 7.測定誤差(可能なら)		F	組立工程	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	タイプ燃料棒毎に 1.識別番号 2.燃料棒数 3.化合物重量 4.化学的形状 5.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 6.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 7.毒物含有率(W/O) (必要応じて) 8.測定誤差(可能なら)		記載適正化
		燃料集合体 1体	燃料集合体 1 体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化学的形状 3.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 4.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 5.毒物含有率(W/O)(必要応じて) 6.測定誤差(可能なら)	I I			燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	燃料集合体毎に 1.燃料集合体番号 2.化合物重量 3.化学的形状 4.ウラン含有率(W/O)及び濃縮度(W/O) 5.化合物重量、元素重量及び特定核分裂性物質重量 6.毒物含有率(W/O)(必要応じて) 7.測定誤差(可能なら)	総量	記載適正化
G	燃料集合 体貯蔵室	燃料集合体 1体	燃料集合体 1体	KMP・Fと同じ		G	燃料集合 体貯蔵室	燃料集合体 1体	燃料集合体 1 体	KMP:Fと同じ		
Н	核燃料	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>S.S 缶</u> 等)	KMP:Cと同じ		Н	核燃料	UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	KMP:Cと同じ		バッチ単位体を「S.S 缶」から 「缶」に変更
	倉庫	スクラップ等	容器 1 個 (<u>S.S 缶</u> 等)	同上			倉庫	スクラップ等	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	同上		(記載適正化)
			-28-						-26-			

			変更前						変更後			理由
	第3表 #	亥燃料物質をバッチに	区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (3)			第2表	核燃料物質をバッチに	- 区分する方法及	えびソースデータ(IKMP) (3)		表番号変更
KMP	の記述	バッチに関す	する記述		供給当事	KMI	の記述	バッチに関す	する記述		供給当事	
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分	
		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>S.S 缶</u> 等)	KMP:C と同じ				UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<mark>缶</mark> 等)	KMP:C と同じ		バッチ単位体を「S.S 缶」から 「缶」に変更
		スクラップ等	容器 1 個 (<u>S.S 缶</u> 等)	同上				スクラップ等	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	同 上		(記載適正化)
		UO ₂ ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (缶等)	同上				UO2ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (缶等)	同上		
I	第3核燃料倉庫	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ		I	第3核燃料倉庫	燃料棒 (同一の仕様による)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ		
		出荷粉末 UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉 末等 (同一の仕様による)	<u>ドラム(粉末)</u> 1個	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	総量			出荷粉末 <mark>受入粉末</mark> UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉 末等 (同一の仕様による)	<u>容器 1 個</u> <u>(缶等)</u>	容器毎に 1.識別番号 2.化合物重量 3.化学的、物理的形状 4.ウラン含有率(W/O) 及 び濃縮度(W/O) 5.元素重量及び特定核分 裂性物質重量 6.測定誤差(可能なら)	総量	バッチの定義に「受入粉末」を 追記(事業許可変更を反映) バッチ単位体を「ドラム」から「容 器」に変更
J	劣化・天然ウラン	UO ₂ 粉末, U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 等)	KMP:Cと同じ		J	劣化・天然ウラン	UO ₂ 粉末, U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	KMP:Cと同じ		バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (恵業許可変更な)
	倉庫	スクラップ等	容器 1 個 (ポリビン等)	同上			倉庫	スクラップ等	容器 1 個 (<mark>缶</mark> 等)	同上		(事業許可変更を反映)
		UO ₂ ペレット UO ₂ + Gd ₂ O ₃ ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 等)	同上				UO ₂ ペレット UO ₂ + Gd ₂ O ₃ ペレット (同一の仕様による)	容器 1 個 (<mark>缶</mark> 等)	同上		
			-29-						-27-			

			変更前						変更後			理由
	第3表	核燃料物質をバッチに	こ区分する方法及	びソースデータ(IKMP) (4)			<u>第2表</u>	核燃料物質をバッチに	こ区分する方法』	及びソースデータ(IKMP) (A	<u>4)</u>	表番号変更
KMI	の記述	バッチに関	する記述		供給当事 国別在庫	KMI	の記述	バッチに関	する記述		供給当事 国別在庫	
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	変動記録の区分	KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	変動記録の区分	
		UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 等)	KMP:C と同じ				UO ₂ 粉末、U ₃ O ₈ 粉末等 UO ₂ /U ₃ O ₈ + Gd ₂ O ₃ 粉末 (同一の仕様による)	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	KMP:C と同じ		バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
		スクラップ等	容器 1 個 (<u>S.S</u> 缶等)	同上				スクラップ等	容器 1 個 (<u>缶</u> 等)	同上		バッチ単位体を「S.S 缶」から 「缶」に変更
K	加工棟	UO ₂ ペレット UO ₂ + Gd ₂ O ₃ ペレット (同一の仕様による)	トレイ又は ボート1個	同 上	総 量	K	加工棟	UO ₂ ペレット UO ₂ + Gd ₂ O ₃ ペレット (同一の仕様による)	トレイ又は ボート 1 個	同上	総量	(記載適正化)
		燃料棒 (同一の仕様によ る)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ				燃料棒 (同一の仕様によ る)	燃料棒1本	KMP:Fと同じ		
L	分析室	同一形態の核燃料 物質	容器1個等	KMP:C と同じ		L	分析室	同一形態の核燃料 物質	容器1個等	KMP:C と同じ		
		第3表 ペレットサン	/プリング及びソー	-スデータ(IKMP)								
KMI	? の記述	バッチに関っ			供給当事							ペレットサンプリングポイントの IKMP S の廃止により、「第3表
KMP の符号	説明	バッチの定義	単位体	ソースデータ	国別在庫 変動記録 の区分							ペレットサンプリング及びソース データ(IKMP)」を削除
S	工程ある いは貯蔵 庫から採 取される ペレットの 量	ペレット (同一の仕様によ	ペレット 1 個	ペレット毎に 1.バッチ識別番号 2.ウラン含有率(W/O)及び 濃縮度(W/O)分析値に基 づく								
			-30-						-28-			

	変更前			変更後		理由
	第4表 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード:物理的形状			第3表 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード:物理的形状		表番号変更
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード	
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	В	燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	В	
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	
粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	
粉 末 セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸 化物又は炭化物。	G	粉 末 セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸 化物又は炭化物。	G	
形成物 グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮 又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	Н	形成物 グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮 又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子	Н	
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <u>たとえば</u> 、SiC 被覆を施したセラミック 粒子。	K	被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <mark>例えば</mark> 、SiC 被覆を施したセラミック粒子。	K	字句修正
固 体 その他	上記に指定したもの以外の固体物質(1) <u>たとえば</u> 、インゴット、 <u>ピレット</u> 、 押出し成形物、小片。 <u>但し</u> 混合物でないもの ⁽²⁾ 。	0 (オー)	固 体 その他	上記に指定したもの以外の固体物質(1) <u>例えば</u> 、インゴット、 <u>ビレット</u> 、 押出し成形物、小片。 <u>ただし</u> 混合物でないもの ⁽²⁾ 。	0 (オー)	字句修正
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N	液体	水溶液及び有機性又はその他の液体	N	
残 渣 スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	残 渣 スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線 <mark>線</mark> 源。	QS ⁽³⁾	密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源。	QS ⁽³⁾	誤記修正
廃棄物 固 体	処分するつもりの固体廃棄物。	Т	廃棄物 固 体	処分するつもりの固体廃棄物。	Т	
廃棄物 液 体	処分するつもりの液体廃棄物。	U	廃棄物 液 体	処分するつもりの液体廃棄物。	U	
小試料 小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <mark>試片</mark> (4)	V	小試料 小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <mark>試験片</mark> (4)	V	字句修正
<u>(</u>	 (1) UF₆ (ヘクス)は、この区分に含めなければならない。 2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分にばならない。 3) 第2種キーワードは使用しない。 4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質になVOAE 又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のたバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。 	いかわりなく	<u>(</u>	 UF6(六価)は、この区分に含めなければならない。 混合固体物質は、それぞれ適当と思われるR、T又はVの区分に含ならない。 第2種キーワードは使用しない。 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわてはVOAMとコード化し、品質管理又はNDAの標本のために1個して保存されるものはVOABとコード化すべきである。 	りなくVOAE	
	-31-			-29-		

	変更前			変更後		理由
	第4表 物質記述コード表 (2) 第2種キーワード: 化学的形状			第3表 物質記述コード表 (2) 第2種キーワード: 化学的形状		表番号変更
キーワード	説 明	コード	キーワード	説 明	コード	
単 体	合金でない金属	D	単体	合金でない金属	D	
フッ化物	フッ化物(ヘクス以外のもの)	Е	フッ化物	フッ化物(ヘクス以外のもの)	Е	
ヘクス	六フッ化物	G	ヘクス	六フッ化物	G	
硝酸塩		J	硝酸塩		J	
ADU	重ウラン酸アンモニウム	K	ADU	重ウラン酸アンモニウム	K	
二酸化物		Q	二酸化物		Q	
三酸化物		Т	三酸化物		Т	
八三酸化物	M ₃ O ₈ 化学式で表される酸化物	U	八三酸化物	M ₃ O ₈ 化学式で表される酸化物	U	
他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 ⁽¹⁾	R	他の酸化物	混合物を含む他の酸化物(1)	R	
酸化物•毒物	核的毒物を含む酸化物、又は酸化物の組合せ	V	酸化物•毒物	核的毒物を含む酸化物、又は酸化物の組合せ	V	
炭化物		W	炭化物		W	
酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	X	酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	X	
炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	Y	炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	Y	
窒化物		Z	窒化物		Z	
有機物		1	有機物		1	
他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2	他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2	
アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3	アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3	
ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4	ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4	
ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5	ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5	
モリブデン チタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6	モリブデン チタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6	
他の合金		7	他の合金		7	
雑品目	1 つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (分析用試料と <mark>試片</mark>)	0 (オー)	雑品目	1 つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (分析用試料と <mark>試験片</mark>)	0 (オー)	記載適正化
(注) (1)) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。		(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。		
	-32-			-30-		

	変更前			変見	更後		理由
	第4表 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め				記述コード表 (3) ード:封じ込め		表番号変更
キーワード	説 明	コード	キーワード	説	明	コード	
容器なし	容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない燃料体及び燃料要素を含む) (1)	1	容器なし	容器に入っていない物質。独立 料体及び燃料要素を含む) (ご	立した単位体(クレート梱包していない燃	1	
単位燃料	輸送容器又は貯蔵用容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素	2	単位燃料	輸送容器又は貯蔵用容器に力	へった個々の単位燃料及び燃料要素	2	
フラスコ	照射 <u>済</u> 燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽フラスコ (キャスク)	3	フラスコ	<u>被</u> 照射燃料及びその他の高放 (キャスク)	女射性物質に使用する遮蔽 <mark>した</mark> フラスコ	3	記載適正化
炉 内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	炉 内	原子炉、炉心(燃料体のみ)		4	
目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5	目盛付ベッセル	プロセス・ベッセル及びプロセ	ス・タンク(目盛付)	5	
目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6	目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ		6	
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキッ	プ	7	
鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容器	器	8	
容積によっ、	て分類される貯蔵用容器 ⁽²⁾			容積によって分類さ	られる貯蔵用容器 (2)		
	試料びん及び他の小さな容器 < 0.5 €	A		試料びん及び他の小さな容器	容積 0.5 リットル未満	A	 記載適正化
	びん、ファイバーパック、缶 0.5~ 1 €	Е		ビン、ファイバーパック、缶	0.5 リットル≦容積≦1リットル	Е	
	<u>"</u> " > 1∼ 5ℓ	G		ビン、ファイバーパック、缶	1 リットル<容積≦5 リットル	G	
	<u>" " UF₆ シリンダー > 5~10 ℓ</u>	Н		ビン、ファイバーパック UF6 シリンダ	5 リットル<容積≤10 リットル	Н	
	ファイバーパック、缶 > 10~15 ℓ	J		UF6 シリンダ ファイバーパック、缶	10 リットル<容積≦15 リットル	J	-
	<u> </u>	K		ファイバーパック、ドラム缶	15 リットル<容積≦20 リットル	K	
"コンテナー"	ドラム缶 > 20~50 ℓ	L	<u>コンテナ</u>	ドラム缶	20 リットル<容積≦50 リットル	L	-
容量範囲	<u>"</u> > 50~100 €	M	<u>容量容器</u>	<u>ドラム缶</u>	50 リットル<容積≦100 リットル	M	-
		N		ドラム缶、樽	100 リットル < 容積 ≤ 200 リットル	N	
	<u>"</u>	Q		ドラム缶、樽	200 リットル < 容積≦500 リットル	Q	-
	<u>UF₆ シリンダー 2t > 500∼1,000 ℓ</u>	R		UF6 シリンダ (2t)	500 リットル <容積≦1,000 リットル	R	-
		U		UF6 シリンダ (10t、14t)	1,000 リットル < 容積 ≤ 5,000 リットル	U	-
	より大きな容器、例えばタンク車 > 5,000 €	V		より大きな容器 (例えばタンク車)	5,000 リットルを越える容積	V	
その他の容器	その他の容器	0 (オー)	その他の容器	その他の容器		0	
(注) (1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。 (2) 容器の種類は、表示のもののみとする。容積によって <u>更に</u> 分類している			(注) (1	(オー)	記載適正化		
	-33-			-3	1-		

	変更前				変更後			理由
	第4表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード: 照射状況/品質				第3表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード: 照射状況/品質			表番号変更
1. D 10	- HI V	コー	F (1)	1. H. 10	-W HII	コー	F (1)	
キーワード	説明	非照射	被照射	キーワード	説明	非照射	被照射	
燃料のみ	ター 照射状況				燃料のみ - 照射状況	'		
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		
照射 <u>済</u> 燃料	照射済燃料。再処理前のもの		G	被照射燃料	照射 <u>を受けた</u> 燃料。再処理前のもの		G	記載適正化
その他の	D物質 — 品質/照射状況 ⁽²⁾				その他の物質 - 品質/照射状況 (2)			
加工品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能 <u>な加工</u> 品(完成した燃料体以外のもの)	A	Н	<u>製 品</u>	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能 <u>である製</u> 品(完成した燃料体以外のもの)	A	Н	記載適正化
純 粋 安 定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って <u>生成</u> した均質の物質 (<u>たとえば</u> 、製品、中間製品、 <u>特定</u> の供給物質)	В	J	純 粋 安 定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って <u>製造</u> した均質の物質 (<u>例えば</u> 、生成物、中間生成物、一部の供給物質)	В	J	記載適正化
純 粋	上記の物より 幾分非均質、又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 (3) (たとえば、特定 の中間生成物、クリーン・スクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	С	K	純 粋	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 ⁽³⁾ (例えば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	С	К	記載適正化
非均質	純度仕様に合致しないが全般的に類似の組成をもつ非均質物質 (たとえば、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	非均質	純度仕様に <u>は</u> 合致しないが全般的に類似の組成をもつ非 均質物質 (<u>例えば</u> 、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	記載適正化
各種組成の <u>もの</u>	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び <u>/</u> 又は混合 組成の非均質物質 (<u>たとえば</u> 、 <u>ダーティ・</u> スクラップ、 <u>溶出済ハル</u> 、廃棄物)	E	M	各種組成の <mark>物</mark>	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び <u></u> 又は混合 組成の非均質物質 (例えば、 <u>汚染</u> スクラップ、 <mark>裁断破片</mark> 、廃棄物)	Е	М	記載適正化
<u>(2</u>	 1) 照射状況に従って文字を 1 つだけ選ぶ。 2) ここでいう照射済物質とは、原子炉中の照射で生じた核気離されていない物質をいう。 3) 溶解槽の溶解液は、照射済物質であることを表す適当な分に含めなければならない。) 照射状況に従って一つの文字のみを選ぶ。 ここでいう被照射物質とは、原子炉中の照射で生じた核分離されていない物質をいう。 溶解槽の溶解液は、被照射物質であることを表す適当な分に含めなければならない。 					
	-34-				-32-			

			変更前						変更後			理由
		第5表	各 KMP における測定	<u>(1)</u>				第 4 表	各 KMP における測定	(1)		表番号変更
KMP	核燃料	物質の記述		<u> </u>	の内容	KM	核燃料	物質の記述	\(\frac{1}{2}\)	測 定 (の内容	
の符号	物理的形状	化学的形状	単位体	目的	方法·機器	の符・	物理的形状	化学的形状	単位体	目的	方法•機器	
1	固体 粉末 ペレット 燃料棒 <mark>溶液</mark> 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個 (<u>シリンダー</u> 、ポリビ <u>ン</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じ て)	目 視 秤量器 分析装置	1	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個 (<u>シリンダ</u> 、 <u>缶</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じ て)	目 視 秤量器 分析装置	字句修正 バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映) 「溶液」の削除(誤記修正)
	燃料集合体	UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$	燃料集合体1体	員数確認	目視		燃料集合体	UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$	燃料集合体1体	員数確認	目視	
2	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個 (<mark>ポリビン</mark> 、缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 秤量器 分析装置	2	固体 粉末 ペレット 燃料棒 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個 (缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 秤量器 分析装置	バッチ単位体の「ポリビン」を削除(事業許可変更を反映)
	燃料集合体	UO ₂ UO ₂ +Gd ₂ O ₃	燃料集合体1体	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 計 算 計 算		燃料集合体	UO ₂ UO ₂ +Gd ₂ O ₃	燃料集合体 1 体	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 計 算 計 算	
	液体気体	廃棄物	_	含有量確定	分析装置		液体気体	廃棄物	_	含有量確定	分析装置	
3	固体液体	廃棄物	容器 1 個 (ドラム缶等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 秤量器 分析装置	3	固体液体	廃棄物	容器 1 個 (ドラム缶、 <mark>缶</mark> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定	目 視 秤量器 分析装置	バッチ単位体に「缶」を追記 (事業許可変更を反映)
4	固体 粉末 ペレット 燃料棒 溶液 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個(<mark>ポリビン</mark> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じ て)	目 視 秤量器 分析装置	4	固体 粉末 ペレット 燃料棒 溶液 他	UF ₆ ADU UO ₂ U ₃ O ₈ UO ₂ /U ₃ O ₈ +Gd ₂ O ₃ 他	容器 1 個(<u>缶</u> 等)	員数確認 重量確認 含有量確定 (必要に応じ て)	目 視 秤量器 分析装置	バッチ単位体を「ポリビン」から 「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
			-35-						-33-			

			変更前						変更後			理由
		第5表	各 KMP における測定	(2)				第4表	各 KMP における測定	宦 (2)		表番号変更
KMP	核燃料物	物質の記述	単 位 体	測定	の内容	KMP	核燃料物	物質の記述	単位体	測定	の内容	
の符号	物理的形状	化学的形状		目的	方法•機器	の符号	物理的形状	化学的形状		目的	方法·機器	字句修正
	固体	UF ₆	容器1個	員数確認	目 視		固体	UF ₆	容器1個	員数確認	目 視	バッチ単位体を「ポリビン」から
	粉末	UO_2	(シリンダー、 <u>ポリビン</u>				粉末	UO ₂	(<u>シリンダ</u> 、 <u>缶</u> 等)			「缶」に変更
A	ペレット	U_3O_8	等)			A	ペレット	U_3O_8				(事業許可変更を反映)
	燃料棒	他					燃料棒	他				
	他						他					
В	固体、他	UF ₆ ,	シリンダー <u>バラム</u>	員数確認	目視	_B	固体、他	UF ₆ 、	シリンダ/缶	員数確認	目視	字句修正
		UO ₂ /U ₃ O ₈	1個					UO ₂ /U ₃ O ₈	1個			│ バッチ単位体を「ドラム」から
	粉末	UO_2	容器1個	員数確認	目視		粉末	UO_2	容器1個	員数確認	目視	「缶」に変更
	ペレット	U_3O_8	(ポリビン等)	重量確認	秤量器		溶液	U_3O_8	(<mark>缶</mark> 等)	重量確認	秤量器	C の物理的形状の「ペレット」を
С	溶液	ADU		含有量確定	分析装置	C		ADU		含有量確定	分析装置	削除(誤記修正) バッチ単位体を「ポリビン」から
		$UO_2(NO_3)_2$						$UO_2(NO_3)_2$				「缶」に変更
	stert t .	他			- LH	-	steet t .	他				「面」に変更 (事業許可変更を反映)
	粉末	UO ₂	容器 1 個	員数確認	目視		粉末	UO ₂	容器1個	員数確認	目視	(事業計可変更を反映) バッチ単位体を「ポリビン」から
D	ペレット	U_3O_8	(<u>ポリビン</u> 、トレイ等)	重量確認	秤量器	D	ペレット	U ₃ O ₈	(<u>缶</u> 、トレイ等)	重量確認	を 世界	「缶」に変更
	. 0 1	他	₩ III 4 /III	含有量確定	分析装置		. 07	他	<i>⇔</i> = 1 /m	含有量確定	分析装置	(事業許可変更を反映)
E	ペレット	UO_2	容器1個	員数確認 重量確認	目 視 秤量器		ペレット	UO ₂	容器1個	員数確認	目 視 秤量器	
Е			(ラック、缶等)	里里唯祕 含有量確定	分析装置	E			(ラック、缶等)	重量確認 含有量確定	分析装置	
	 燃料棒	UO_2	燃料棒 1本	日 日 日 数 確 認	目 視	-	燃料棒	UO ₂	燃料棒 1本	□ 百月里唯止 □ 員数確認	目視	-
	<i>张</i> 公本子作 章	UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$		重量確認	P		がれて い	UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$		重量確認	P	
F	燃料集合体	UO ₂ +Gd ₂ O ₃	燃料集合体1体	員数確認	目視		燃料集合体	UO ₂ +Gu ₂ O ₃	燃料集合体1体	員数確認	目視	
	然代表口件	UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$		貝ダ唯心				UO_2 $UO_2+Gd_2O_3$		貝ダ唯心		
	燃料集合体	UO ₂ +Gu ₂ O ₃	燃料集合体1体	員数確認	 目 視	1	燃料集合体	UO ₂ +Gu ₂ O ₃	燃料集合体1体	員数確認	目視	
G	MATA LIF	$UO_2+Gd_2O_3$		只		G	然们来口户	$UO_2+Gd_2O_3$	然们来口件工件	只		
	粉末	UO ₂	容器 1 個 (<u>S.S 缶</u>	員数確認	目視	$\{ $	粉末	UO ₂	容器 1 個 (告等)	員数確認	目視	┤ バッチ単位体を「S.S 缶」から
Н	103714	U_3O_8	等)	重量確認	秤量器	H	100011	U_3O_8		重量確認		「缶」に変更
		他	(1)	含有量確定	分析装置			他		含有量確定	分析装置	(記載適正化)
	粉末	UO ₂	容器1個	員数確認	目視		粉末	UO ₂	容器1個	員数確認	目視	1
	ペレット	U_3O_8	(ドラム/S.S 缶等)	重量確認	秤量器		ペレット	U ₃ O ₈	(<u>缶</u> 等)	重量確認	秤量器	バッチ単位体を「S.S 缶」から
I	燃料棒	UO ₂ /U ₃ O ₈	燃料棒 1本	含有量確定	分析装置	I	燃料棒	UO ₂ /U ₃ O ₈	燃料棒 1本	含有量確定	分析装置	「缶」に変更し「ドラム」を削除
		$+Gd_2O_3$						+Gd ₂ O ₃				(記載適正化)
		他						他				** *** *** *** *** *** *** *** *** ***
	粉末	UO ₂	容器1個	員数確認	目視		粉末	UO ₂	容器1個	員数確認	目視	- バッチ単位体を「ポリビン」から
	ペレット	U_3O_8	(<u>ポリビン</u> 等)	重量確認	秤量器		ペレット	U_3O_8	(<mark>缶</mark> 等)	重量確認	秤量器	「缶」に変更 (事業許可変更を反映)
J		UO ₂ /U ₃ O ₈				J		UO ₂ /U ₃ O ₈				(尹未計刊変史を区昳)
		+Gd ₂ O ₃						+Gd ₂ O ₃				
		他						他				_
K	KMP:I と同じ					K	KMP:Iと同じ]
							粉末	<u>UO</u> 2	容器1個	<u>員数確認</u>	<u>目</u> 視	- Lの記載適正化
							ペレット	<u>U₃O₈</u>	(缶等)	重量確認	<u>秤量器</u>	(Cの物理的形状から「ペレット」
L	KMP:Cと同じ					L	<u>溶液</u>	<u>ADU</u>		含有量確定	分析装置	を削除したことにともなう修正)
								$UO_2(NO_3)_2$				
] [<u>他</u>]
			-36-						-34-			

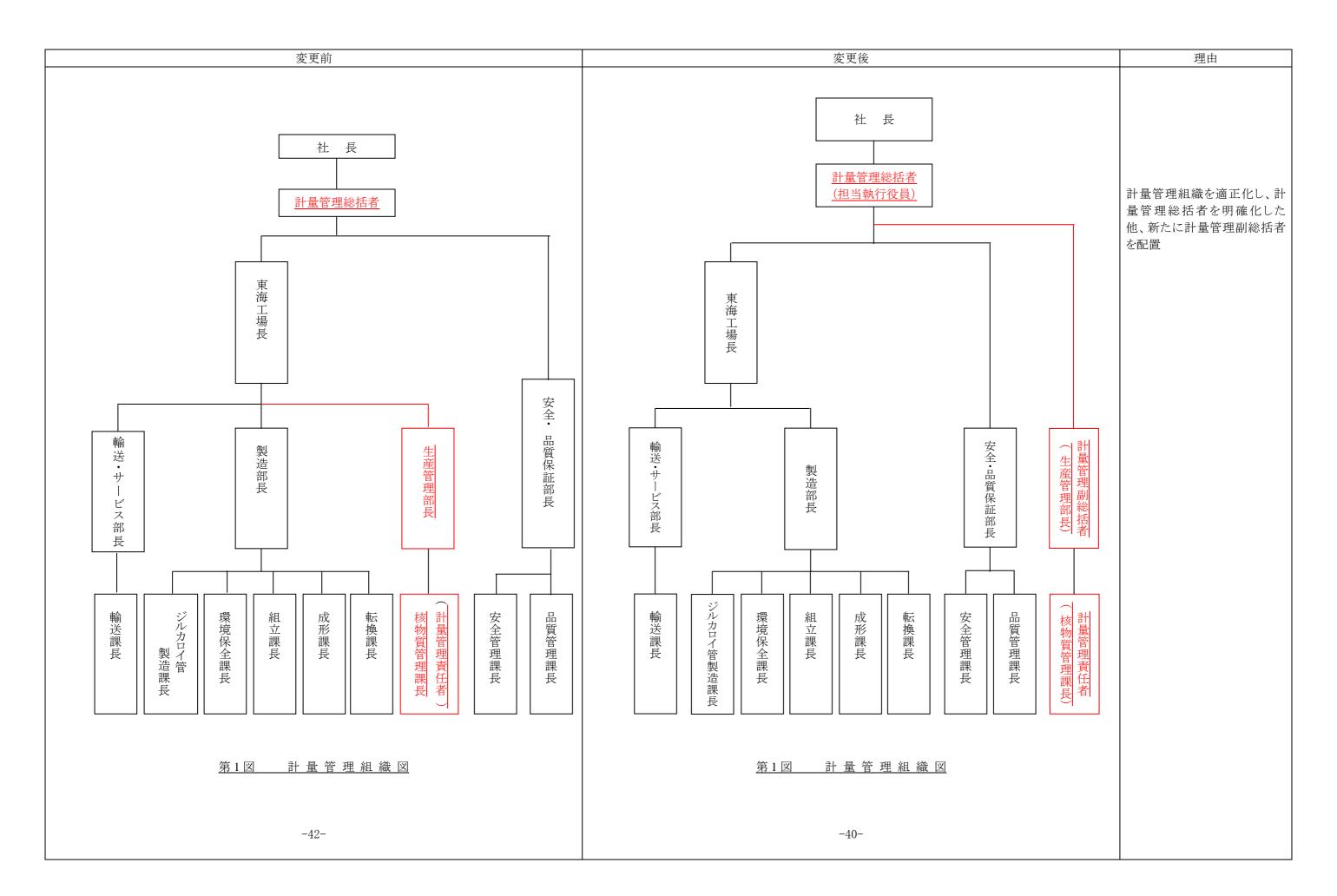
測定方法 機 器 校正頻度 校正方法 機 器 校正頻度 校正方法 概 器 秤量の都度 零点調整及び必要に応じて標準分銅による校正 秤量の都度 零点調整及び必要に応じて標準分銅による校正	理由
機器 機量の都度 禁点調整及び必要に応じて標準分銅による校正 企業 の能理を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	5号変更
秤量器 料量の都度 年 2 回 等点調整及び必要に応じて標準分銅による校正 当所治工具及び測定器の管理に従う定期検査 秤量器 年 2 回 測定機器の定期検査及び校正	
年2回 当所治工具及び測定器の管理に従う定期検査 年2回 測定機器の定期検査及び校正	
分析装置 制定の都度 標準式料による校正 割定の都度 標準試料による校正: 一分析装置 割定の都度 標準試料による校正:	找適正化
-37-	

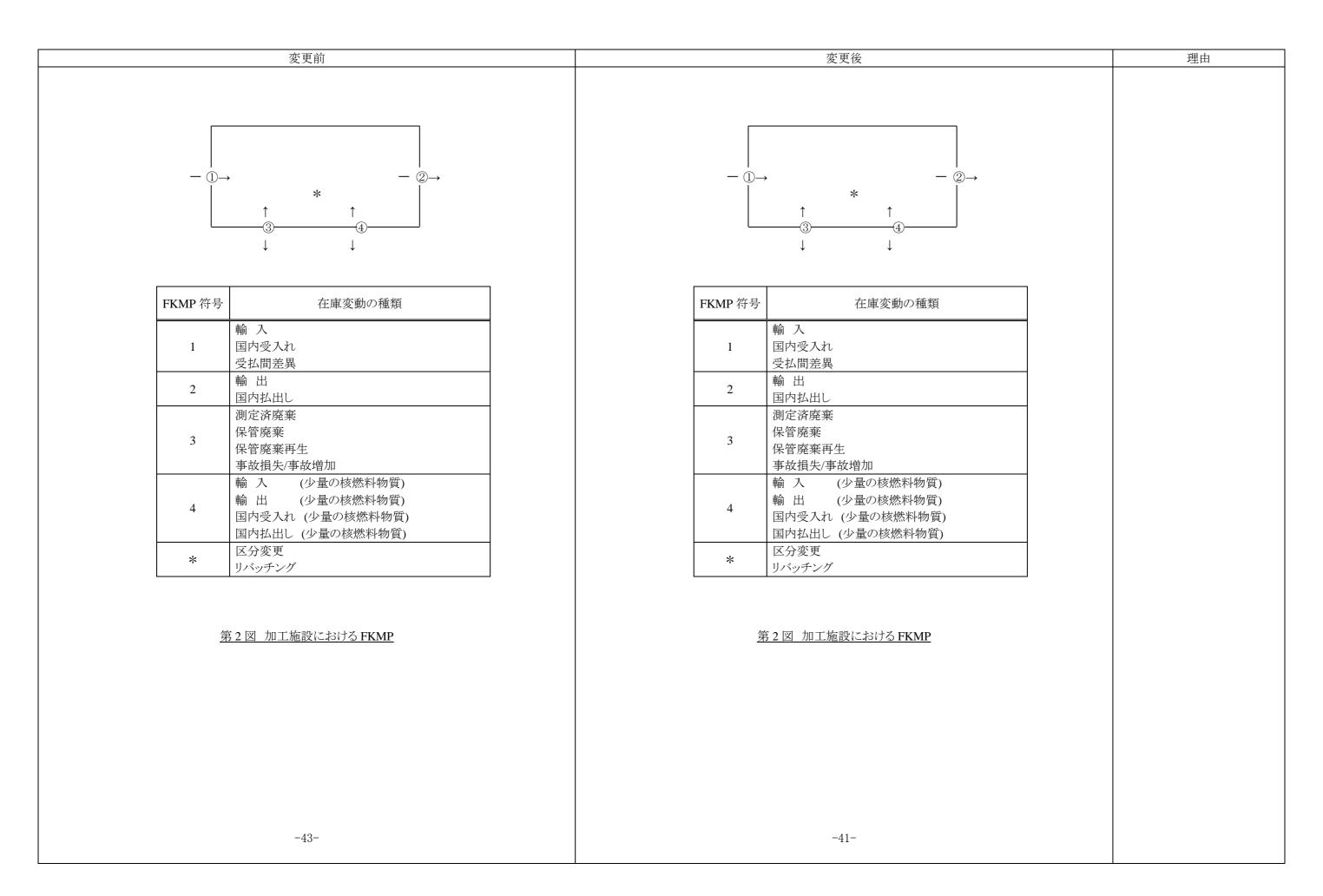
変更前	Í		変更後		理由	
 第7表 計量	<u> </u>		 <u>第6表</u> 計量	量管理記録		表番号変更
記 録 事 項	記 録 時 期	保存期間	記録事項	記 録 時 期	保存期間	
1. 在庫変動 1 日 付 2 原 因 3 MBA名 4 KMP名 5 核燃料物質の種類 6 核燃料物質の供給当事国別管理区分 7 バッチ符号 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 受入れ、若しくは払出し相手の MBA名 11 測定根拠 12 バッチ単位体数	イ 受入れ時 ロ 払出し時 ハ 区分変更時 ニ 事故損失時 事故増加時 ホ 混 合 (必要に応じ)	10年	1. 在庫変動 1 日 付 2 原 因 3 MBA名 4 KMP名 5 核燃料物質の種類 6 核燃料物質の供給当事国別管理区分 7 バッチ符号 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 受入れ、若しくは払出し相手の MBA名 11 測定根拠 12 バッチ単位体数	イ 受入れ時 ロ 払出し時 ハ 区分変更時 ニ 事故損失時 事故増加時 ホ 混 合 (必要に応じ)	10 年	
2. 在 庫 1 日 付 2 MBA 名 3 KMP 名 4 核燃料物質の種類 5 核燃料物質の供給当事国別管理区分 6 バッチ符号 7 元素重量及び特定核分裂性物質重量 8 物理的、化学的形状等 9 測定根拠 10 バッチ単位体数	棚卸し時	10年	2. 在 庫 1 日 付 2 MBA 名 3 KMP 名 4 核燃料物質の種類 5 核燃料物質の供給当事国別管理区分 6 バッチ符号 7 元素重量及び特定核分裂性物質重量 8 物理的、化学的形状等 9 測定根拠 10 バッチ単位体数	棚卸し時	10 年	
3. リバッチング 1 日 付 2 原 因 3 変更前後のバッチ符号 4 MBA名 5 KMP名 6 核燃料物質の種類 7 核燃料物質の供給当事国別管理区分 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 測定根拠 11 バッチ単位体数	リバッチングの都度	10年	3. リバッチング 1 日 付 2 原 因 3 変更前後のバッチ符号 4 MBA名 5 KMP名 6 核燃料物質の種類 7 核燃料物質の供給当事国別管理区分 8 元素重量及び特定核分裂性物質重量 9 物理的、化学的形状等 10 測定根拠 11 バッチ単位体数	リバッチングの都度	10 年	
 4. 核燃料物質収支 1 日 付 2 原 因 3 MBA 名 4 核燃料物質の種類 5 元素重量及び特定核分裂性物質重量 	棚卸し時	10年	4. 核燃料物質収支 1 日 付 2 原 因 3 MBA 名 4 核燃料物質の種類 5 元素重量及び特定核分裂性物質重量	棚卸し時	10年	
-38-			-36-			

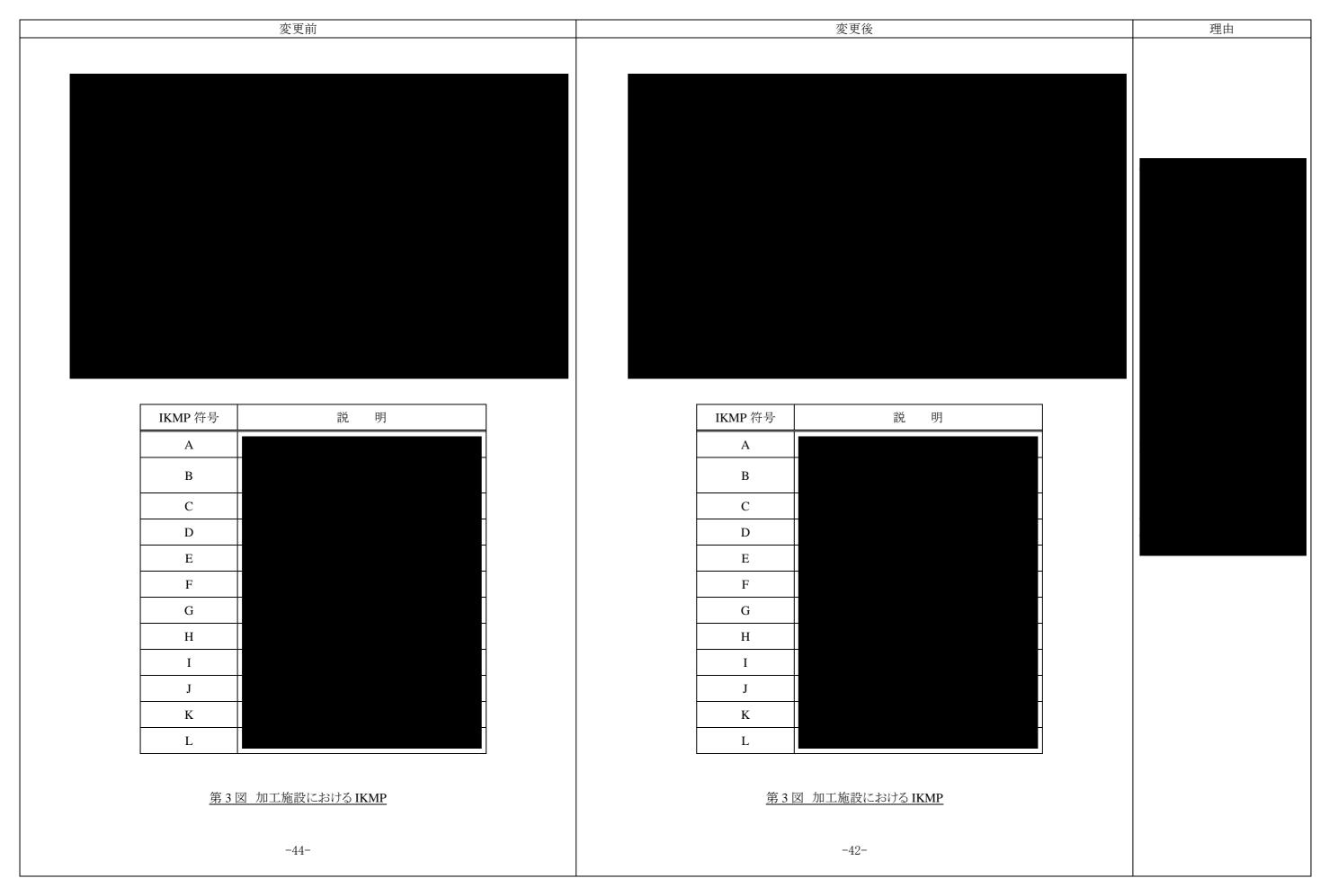
	変更前					理由		
	第8表 操業記録の記録事項及び	その時期			第7表 操業記録の記録事項及び	ドその時期		表番号変更
	記録事項		/C + Hn BB		記録事項		/D ++++0 BB	
種 類	内 容	記録時期	保存期間	種 類	内 容	記録時期	保存期間	
	1 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	被覆完了の都度	10年		1 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量	被覆完了の都度	10年	
1. 核燃料物質 の加工数量	2 燃料集合体中の核燃料物質の種類別量	組立て完了の都度	10年	1. 核燃料物質 の加工数量	2 燃料集合体中の核燃料物質の種類別量	組立て完了の都度	10年	
3,1	3 燃料集合体の数及び量	毎月1回	10年		3 燃料集合体の数及び量	毎月1回	10年	
2. 測定及び校	1 計量機器の点検結果及び校正記録	点検及び校正の都 度	10年	2. 測定及び校	1 計量機器の点検結果及び校正記録	点検及び校正の都 度	10年	
正のデータ 等	2 試料採取方法及び点検	その都度	10年	正のデータ 等	2 試料採取方法及び点検	その都度	10年	
	3 偶然誤差及び系統誤差の解析の結果	解析の都度	10年		3 偶然誤差及び系統誤差の解析の結果	解析の都度	10年	
3. 実在庫調査 の計画及び 実施に当た ってとられる 一連の措置 の記録	すべての実在庫 KMP について、実施日、 実施活動の説明及びバッチデータの箇条 リストを含む得られた結果	その都度	10年	3. 実在庫調査 の計画及び 実施に当た ってとられる 一連の措置 の記録	すべての実在庫 KMP について、実施日、 実施活動の説明及びバッチデータの箇条 リストを含む得られた結果	その都度	10年	
4. 事故損失の 記録	日付、内容、失われた核燃料物質の量及び取られた措置	発生の都度	10年	4. 事故損失の 記録	日付、内容、失われた核燃料物質の量及び取られた措置	発生の都度	10年	
	-39-				-37-			

		変更前				変更後		理由
	第	9表 報告事項及び問 1	 		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	8表 報告事項及び	寺期等	表番号変更
№	報告書名	提出期間	報告概要	No	_	提出期間	報告概要	(X田 7) 及义
1	核燃料物質在庫変動・受払 間差異・リバッチング報告書		在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換につ	1	.	1	在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換につ	
2	核燃料物質 実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了し た日から 15 日以内	KMP 別の実在庫量等について報告	2	核燃料物質 実在庫量明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了し た日から15日以内	KMP 別の実在庫量等について報告	
3	核燃料物質在庫変動等供 給当事国別明細報告書 (OCR1)		ICR 対応で供給当事国毎の数量等について報告	3	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 (OCR1)		ICR 対応で供給当事国毎の数量等について報告	字句修正
4	核燃料物質在庫変動等供 給当事国別明細報告書 (OCR2)	月毎の集計を当該月の末 日から <u>1ヶ月</u> 以内	混合により供給当事国毎の元素重量 に偏りが生じた場合、月毎に報告	4	核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 (OCR2)	月毎の集計を当該月の末 日から <u>1か月</u> 以内	混合により供給当事国毎の元素重量 に偏りが生じた場合、月毎に報告	字句修正
5	核燃料物質実在庫量供給 当 事 国 別 明 細 報 告 書 (OCR4)		供給当事国ごとの数量等について報 告	5	核燃料物質実在庫量供給 当 事 国 別 明 細 報 告 書 (OCR4)		供給当事国ことの数量等について報告	字句修正
6	核燃料物質収支報告書 (MBR)	実在庫量の確認を終了し た日から 15 日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実 在庫量の確認までの期間の間の核燃 料物質の収支について報告	6	核燃料物質収支報告書 (MBR)	実在庫量の確認を終了し た日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の実 在庫量の確認までの期間の間の核燃 料物質の収支について報告	
7	核燃料物質 受払計画等報告書	対象期間 1 月から 6 月までについては、11月30日 迄 対象期間 7 月から 12 月までについては、5 月31日	受払いに関する計画及び実在庫量の 確認の実施に関する計画を毎年1月 1日から6月30日までの期間及び7 月1日から12月31日までの期間に ついて報告	7	核燃料物質 受払計画等報告書	対象期間 1 月から 6 月までについては、11 月 30 日 迄 対象期間 7 月から 12 月までについては、5 月 31 日	交払いに関する計画及び美任庫量の確認の実施に関する計画を毎年1月1日から6月30日までの期間及び7日1日から12月31日までの期間に	
8	核燃料物質 受払計画等変更報告書	前月 25 日迄	既に提出した上記報告書の記載内容 に変更が生じたときは、その内容につ いて報告	8	核燃料物質 受払計画等変更報告書	前月 25 日迄	既に提出した上記報告書の記載内容 に変更が生じたときは、その内容につ いて報告	
9	1 主 附 計 開 報 告 主	輸出にあっては梱包の <u>1</u> <u>ヶ月</u> 前、輸入にあっては 開梱の <u>1 ヶ月</u> 前又は施設 到着の日の 2 週間前のい ずれか早い時期	核燃料物質を輸入し、又は輸出する 場合に相手国名及び予定数量等に ついて 報告	9	核燃料物質輸入(輸出) 実施計画報告書	輸出にあっては梱包の <u>1</u> <u>か月</u> 前、輸入にあっては 開梱の <u>1 か月</u> 前又は施設 到着の日の 2 週間前のい ずれか早い時期	場合に相手国名及び予定数量等に	字句修正
10	施 設揭業計画報告書	迄	施設の操業に関する計画を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に	10	施設操業計画報告書	迄	施設の操業に関する計画を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に	
11	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所 在地、国際規制物資の種類及び数 量、予定使用期間等について報告	11	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び所 在地、国際規制物資の種類及び数 量、予定使用期間等について報告	
12	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	12	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	
				13	サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	毎年 12 月 31 日におけるサイト内に存 在する全ての建物について報告	13 サイト内建物報告書を追記
		-40-				-38-		

	変更前			変更後	理由
	第 10 表 設計情報に関する内容のうち変更に伴って事前に報告すべき項目			第9表 設計情報に関する内容のうち変更に伴って事前に報告すべき項目	表番号変更
	変 更 内 容			変 更 内 容	
1	施設の目的及び種類の変更		1	施設の目的及び種類の変更	
2	施設の配置の変更		2	施設の配置の変更	
3	軽水炉用燃料の年間加工数量より30%以上の増加		3	軽水炉用燃料の年間加工数量より30%以上の増加	
4	高濃縮ウラン燃料の実在庫量が有意量を越える増加 (*)		4	高濃縮ウラン燃料の実在庫量が有意量を越える増加 (*)	
5	主要測定点(KMP)における新しい、物理的・化学的形状の採用		5	主要測定点(KMP)における新しい、物理的・化学的形状の採用	
6	軽水炉用燃料加工工程で 5%以上の濃縮ウランを使用するとき		6	軽水炉用燃料加工工程で 5%以上の濃縮ウランを使用するとき	
7	転換工程で高濃縮ウランを使用するとき (*)		7	転換工程で高濃縮ウランを使用するとき (*)	
8	研究開発施設で高濃縮ウランを使用するとき (*)		8	研究開発施設で高濃縮ウランを使用するとき (*)	
9	主要測定点(KMP)における測定精度の2倍以上の劣化		9	主要測定点(KMP)における測定精度の2倍以上の劣化	
10	主要測定点(KMP)における計量機器の校正頻度の減少		10	主要測定点(KMP)における計量機器の校正頻度の減少	
11	計量管理のための新しい分析方法の採用		11	計量管理のための新しい分析方法の採用	
12	計量管理の目的に対し不適切な主要測定点(KMP)の変更		12	計量管理の目的に対し不適切な主要測定点(KMP)の変更	
13	計量管理の目的に影響するような棚卸し手続きの変更		13	計量管理の目的に影響するような棚卸し手続きの変更	
14	SRD、帳簿在庫及び MUF の誤差限界を求めるための統計的評価方法の変更		14	SRD、帳簿在庫及び MUF の誤差限界を求めるための統計的評価方法の変更	
15	廃棄物の取扱の変更		15	廃棄物の取扱の変更	
16	査察業務に影響するような安全規定の変更		16	査察業務に影響するような安全規定の変更	
17	査察業務に影響するような計量管理制度の変更		17	査察業務に影響するような計量管理制度の変更	
18	一時又は永久停止に関連した情報		18	一時又は永久停止に関連した情報	
(>)	(*) 当事業所には適用されない			k) 当事業所には適用されない	
	-41-			-39-	







変更前	変更後	理由
第3編 使用施設における計量管理規定	第3編 使用施設における計量管理規定	

変更前	変更後	理由
目 次 使用施設における計量管理規定		目次削除
第 1 条 目 的		
第 14 条 廃棄の手続 4 第 15 条 保管廃棄再生の手続 4 第 16 条 混合及び区分変更の手続 5 第 17 条 事故損失又は増加の手続 5 第 18 条 リバッチングの手続 5 第 19 条 実在庫量の確認 5 第 20 条 測定の方法及び測定機器の管理 5 第 21 条 核燃料物質の記録及びその保管 6 第 22 条 供給当事国別管理報告の選択 6 第 23 条 報 告 等 6 第 24 条 国際約束の履行 6 第 25 条 連 絡 7		
目-1		

変更前	変更後	理由
第3編 使用施設における計量管理規定	第3編 使用施設における計量管理規定	
(目 的) 第1条 本規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法律」という。)第61条の8第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第4条の2の2の規定に基づいて、三菱原子燃料株式会社(以下「使用施設」という。)における国際規制物資の計量及び管理(以下「計量管理」という。)に関する事項を定め、もって国際規制物資の適正な計量管理の実施を確保し、併せて、国際約束に基づく保障措置の適用、その他の規制の円滑な運用に資することとする。		(目的)を削除
	(適用範囲) 第1条 本規定は、使用施設が法律第52条の第1項の許可を受けた使用の目的に使用する場合に おける国際規制物資(核燃料物質に限る。以下同じ。)の計量管理について適用する。	条番号変更
(定 義) 第3条 本規定において用いる用語の定義については、第1表に掲げる通りとする。		(定義)を削除
(規定の遵守等) 第4条 本規定に定める計量管理に関する業務に携わる者並びに適切な計量管理を実施する上で必要と認められる者は、この規定を遵守するものとする。		(規定の遵守等)を削除
	(計量管理総括者 <u>、計量管理副総括者及び計量管理責任者</u>) 第 2 条 核燃料物質の計量管理を適切に行うために、使用施設に計量管理総括者、 <u>計量管理副総括者及び</u> 計量管理責任者をおく。	条名称変更 条番号変更 計量管理副総括者を追記
3. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。	2. 社長は、役員の中から計量管理総括者を任命する。又、 <u>計量管理副総括者は生産管理部長とし、</u> 計量管理責任者は生産管理部核物質管理課長とする。 なお、計量管理総括者、計量管理副総括者及び計量管理責任者の代理者は、それぞれの職制上の業務代行者とする。	記載適正化 各々の代理者について追記
	(組織及び職務) 第3条 使用施設の計量管理に関する業務を適切に行うための管理組織及び職務は、次の各号に定める通りとする。 1 社長 社長は、終則第1条に示す目的を達成するために、適切な組織及び職務を定める。 2 計量管理総括者(担当執行役員) 計量管理総括者は、使用施設における核燃料物質の計量管理に関する業務を総括するとともに、東海工場長、安全・品質保証部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。	条番号変更 記載適正化 (担当執行役員)を追記
nyLijロ y 'シ。	 計量管理副総括者(生産管理部長) 計量管理副総括者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する 手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。 	計量管理副総括者を追記以降、記載順変更
-1-	-1-	

	変更前	変更後	理由
3	東海工場長	 4 計量管理責任者(核物質管理課長) 計量管理責任者は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を行う。 5 東海工場長 	計量管理責任者の明確化
	東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長 <u>及び生産管理部長</u> の所管する計量管理に関する業務を統括する。	東海工場長は、計量管理総括者を補佐し、製造部長の所管する計量管理に関する業務を統括する。	
4	製造部長 製造部長は、 <u>燃料ペレット及び燃料棒の試作・作製等、核燃料物質及び放射性固体</u> 廃棄物の保管に伴う計量管理の業務を指導・管理する。	<u>6</u> 製造部長 製造部長は、 <u>成形課、組立課及び環境保全課の所管する核燃料物質の</u> 計量管理の 業務を指導・管理する。	記載適正化
<u>5</u>	生産管理部長 生産管理部長は、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関するとりまとめの業務を指導・管理する。	Amenty Bar 1 vo	
<u>6</u>	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、 <u>排気・排水中の核燃料物質量測</u> 定作業、秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う核燃料物質の計量管理 の業務を指導・管理する。	7 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長は、計量管理総括者を補佐し、安全管理課及び品質管理課の所 管する 核燃料物質の計量管理の業務を指導・管理する。	記載適正化
7	成形課長 成形課長は、 <u>燃料ペレットの試作・作製等及び核燃料物質の保管に伴う</u> 計量管理の業 務を管理する。	8 成形課長 成形課長は、 <u>成形課の所管する業務に係る核燃料物質の</u> 計量管理の業務を <u>行う。</u>	記載適正化
8	組立課長 組立課長は、 <mark>燃料棒の試作・作製等及び核燃料物質の保管に伴う</mark> 計量管理の業務を 管理する。	2 組立課長 組立課長は、<u>組立課の所管する業務に係る核燃料物質の</u>計量管理の業務を<u>行う。</u>	記載適正化
9	環境保全課長 環境保全課長は、 <u>放射性固体廃棄物の保管に伴う</u> 核燃料物質の計量管理の業務を 管理する。	10 環境保全課長 環境保全課長は、 <mark>環境保全課の所管する業務に係る</mark> 核燃料物質の計量管理の業務 を <u>行う。</u>	記載適正化
<u>10</u>	核物質管理課長 核物質管理課長は、計量管理責任者として、核燃料物質の在庫変動及び実在庫管理 の計量管理に関する手続き、記録、報告並びに国際約束に基づく保障措置対応に関 するとりまとめの業務を行う。	E 1170	
11	安全管理課長 安全管理課長は、 <u>排気・排水中の核燃料物質量測定作業に伴う</u> 核燃料物質の計量管理の業務を管理する。	11 安全管理課長 安全管理課長は、 <mark>安全管理課の所管する業務に係る</mark> 核燃料物質の計量管理の業務 を行う。	記載適正化
12	品質管理課長 品質管理課長は、 <u>秤量器の維持・管理、核燃料物質の分析作業に伴う</u> 核燃料物質の 計量管理の業務を <u>管理する。</u>	12 品質管理課長 品質管理課長は、 <mark>品質管理課の所管する業務に係る</mark> 核燃料物質の計量管理の業務 を <u>行う。</u>	記載適正化
<u>条</u> 使用	量管理区域の設定及びその符号) 施設に、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。 定する MBA は、 <mark>燃料加工試験棟及び分析室</mark> の区域とし、その符号は JH-W とする。	(核燃料物質計量管理区域の設定及びその符号) 第4条 使用施設に、核燃料物質計量管理区域(以下「MBA」という。)を設定する。 2. 設定する MBA は、使用施設内(加工施設内の分析室を含む)の区域とし、その符号は JH-Wとする。	条番号変更記載適正化
	-2-	-2-	

変更前 変更後 理由 (主要測定点の設定及びその符号) (主要測定点の設定及びその符号) 第5条 使用施設のMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切 第8条 使用施設のMBA内における箇所であって、当該MBAに係る核燃料物質の計量管理を適切 条番号変更 字句修正 に行うために主要測定点(以下「KMP」という。) を設定する。 に行うために主要測定点(以下「KMP」という。) を設定する。 2. 設定するKMP及びその符号は次表の通りとする。 2. 設定する KMP 及びその符号は次表の通りとする。 KMP の符号 KMPの説明 流れの KMP と在庫の KMP と

在庫の KMP

KMP の説明	KMP の符号
受入れ、又は再生、又は事故増加	1
払出し、 <mark>又は廃棄、又は</mark> 事故損失	2
<u>在</u> 庫	A

MBA (JH-W)

在庫保管

流れの KMP 払出し、測定済廃棄、保管廃棄、事故損失

区分変更、リバッチング



KMP 概念図の追記

「*」を追記

1

2

*

Α

を区分し、それぞれの説明を明

区分変更、リバッチングの符号

(計量管理の原則)

- 第9条 計量管理は、MBA を単位として行い、帳簿による管理及び各 KMP に行う員数勘定、測定等 による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。
 - 2. 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各 KMP においてバッチ 毎に取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質量を併 せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。

(バッチの区分方法及びその符号等)

- 第10条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。
 - 1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。
 - 2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は 8 桁以内とする。
 - 3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。
 - 2. 前項におけるバッチの区分及び構成は第2表に定める通りとし、バッチ毎の核燃料物質の 物理的、化学的形状等の状態を表す略号は第3表によるものとする。

(供給当事国別管理)

- 第 11 条 使用施設における核燃料物質の計量管理は、第 12 条から第 19 条に定める核燃料物質の 在庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の 供給当事国別区分を把握して供給当事国別管理を行うものとし、その区分は、次の各号の通り とする。
 - 1 移転に係る供給当事国
 - 2 生産に係る供給当事国
 - 3 使用に係る供給当事国
 - 4 その他の設備等の供給当事国
 - 5 日米協定の新旧の区分

(計量管理の原則)

| 第 6 条 計量管理は、MBA を単位として行い、帳簿による管理及び各 KMP に行う員数勘定、測定等 | 条番号変更 による実在庫管理並びにそれらの記録及び報告により行うものとする。

受入れ、保管廃棄再生、事故増加、受払間差異

2. 計量管理を実施するための核燃料物質の取扱単位は、原則として各 KMP においてバッチ 毎に取扱い、各バッチに区分された核燃料物質は、元素重量及び特定核分裂性物質量を併 せて計量管理し、その重量単位はグラムとする。

(バッチの区分方法及びその符号等)

- 第7条 核燃料物質をバッチに区分する方法の原則は、次の各号に従うものとする。
 - 1 核燃料物質を受入れる場合は、払出者側のバッチの符号を使用するものとする。
 - 2 バッチは、英文字、数字及びその他の定められた記号の組合せで区分し、その字数は 8 桁以内とする。
 - 3 異なったバッチに同一のバッチ符号を繰り返し使用しないものとする。
 - 4 原則として、一つのバッチは、形状や組成等、同一仕様の核燃料物質から構成されて いるものとする。
 - 2. 前項におけるバッチの区分及び構成は第 1 表に定める通りとし、バッチ毎の核燃料物質の 物理的、化学的形状等の状態を表す略号は第2表によるものとする。

(供給当事国別管理)

- 第8条 使用施設における核燃料物質の計量管理は、第9条から第16条に定める核燃料物質の在 庫変動、又は実在庫の確認を実施した場合には、バッチ毎に当該核燃料物質の種類毎の供 給当事国別区分を把握して供給当事国別管理を行うものとし、その区分は、次の各号の通りと する。
 - 1 移転に係る供給当事国
 - 2 生産に係る供給当事国
 - 3 使用に係る供給当事国
 - 4 その他の設備等の供給当事国
 - 5 日米協定の新旧の区分

-3-

条番号変更

4.項追記

記載適正化

条番号変更 記載適正化

-3-

変更前	変更後	理由
(受入れ手続) 第12条 核燃料物質をMBAへ受入れる場合は、計量管理責任者の責任で行うものとする。 2. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れる場合、原則としてこれに立会い、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び第23条に定める報告を行うものとする。 3. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に替えることができるものとする。	(受入手続) 第9条 計量管理責任者は、使用施設の MBA に核燃料物質を受入れる場合には、その受入れに際し、払出者が発行した核燃料物質移動通知書に基づき、核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等を確認し、必要により業務所管課が実施した第17条に定める測定結果に基づき、当該核燃料物質の確認を行うものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、海外から核燃料物質を受入れる場合については、海外施設からの核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に代えることができるものとする。 3. 計量管理責任者は、核燃料物質を受入れた場合、第18条に定める必要な記録を作成し、第20条に定める報告を行うものとする。	字句修正条番号変更記載適正化
(<u>払出し</u> 手続) 第13条 <u>核燃料物質を</u> MBA から払出す場合は、 <u>計量管理責任者の責任で行うものとする。</u>	(払出手続) 第 10 条 業務所管課は、使用施設の MBA から核燃料物質を払出す場合には、その払い出しに先立 ち、必要により第 17 条に定める測定を実施した上で、当該核燃料物質の確認結果を計量管理	字句修正 条番号変更 記載適正化
2. 計量管理責任者は、核燃料物質 <u>を払出す場合、原則としてこれに立会い、</u> 当該核燃料物質 <u>の</u> 払出先、種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成 <u>し、</u> 払出先に通知する <u>とともに、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行う</u> もの とする。	<u>責任者に報告するものとする。</u> 2. 計量管理責任者は、核燃料物質 <u>の払い出しに際し、</u> 当該核燃料物質 <u>に関する記録に基づき、</u> 払出先、 <u>払出す核燃料物質の</u> 種類及び数量、バッチ符号等について記載した核燃料物質移動通知書を作成 <u>の上、当該核燃料物質を払出し、核燃料物質移動通知書を</u> 払出先に通知するものとする。	記載適正化
3. 前項 <u>の規定にかかわらず</u> 、海外への核燃料物質を払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に <u>替える</u> ことができるものとする。	3. 前項 <u>の場合で</u> 、海外への核燃料物質の払出しについては、海外施設への核燃料物質の移転に係る書類をもって、核燃料物質移動通知書に <u>代える</u> ことができるものとする。 4. 計量管理責任者は、核燃料物質を払出した場合、第18条に定める必要な記録を作成し、第	記載適正化記載適正化
4. 第2項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。1 払出先の事業者名、所在地2 受入責任者名3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分	20 条に定める報告を行うものとする。 5. 第 2 項に定める核燃料物質移動通知書には、次の各号を含むものとする。 1 払出先の事業者名、所在地 2 受入責任者名 3 核燃料物質のバッチ符号、種類、数量、供給当事国別管理区分	
(廃棄の手続)	(廃棄の手続)	
第 14 条 計量管理責任者は、核燃料物質を廃棄する場合、原則としてこれに立会い「測定済廃棄」、 又は「保管廃棄」に区分して行うものとする。	第 11 条 業務所管課は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄される核燃料物質を、測定済廃棄として必要に応じ第 17 条に定める測定に基づき数量を推定した上で、その結果を計量管理責任者に報告し、廃棄するものとする。	条番号変更 保管廃棄に係る規定を削除
2. 計量管理責任者は、操業上の損失であって、原子力利用にはもはや適さないような方法で 廃棄され、測定、又は測定に基づき推定された数量の核燃料物質を「測定済廃棄」として廃棄 し、並びに、回収不可能と考えられ、当該 MBA で保管され、且つその MBA の在庫から削除 されるのが適当とみなされ、測定により確認された数量の核燃料物質を「保管廃棄」として廃棄 するものとする。	2. 計量管理責任者は、 <u>核燃料物質を廃棄する場合、業務所管課の報告に基づき、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行うものとする。</u>	記載適正化
3. 計量管理責任者は、 <u>廃棄を行う場合、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ等の確認を</u> 行い、計量管理に係る必要な記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。	3. 計量管理責任者は、第1項の報告に基づき第18条に定める必要な記録を作成し、第20条 に定める報告を行うものとする。	記載適正化
4. 計量管理責任者は、使用施設において、 <u>1 ヶ月</u> に 0.01 実効 <u>キログラム</u> を <u>越える</u> 測定済廃棄物を廃棄しようとする場合は、あらかじめ原子力規制委員会に連絡し、了承を得 <u>た後、</u> 必要な措置を講ずるものとする。	4. 計量管理責任者は、使用施設において、 <u>1 か月</u> に 0.01 実効 <u>値</u> を <u>超える核燃料物質</u> を測定	記載適正化

保管廃棄再生の手続) 活所管課は、当面回収不能と考えられ、かつ、その MBA の在庫から削除されるのが適当される核燃料物質を、第 17 条に定める測定により数量を確認した上で保管廃棄として当 A で保管し、その結果を計量管理責任者に報告するものとする。 活所管課は、当該 MBA に保管廃棄されている核燃料物質を使用、処理又は当該 MBA い出す場合には、保管廃棄再生を行い、その結果を計量管理責任者に報告するものと 位置理責任者は、第 1 項に定める保管廃棄を行う場合、業務所管課の報告に基づき、当 料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、在庫情報から削除するとともに、 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。 は管理責任者は、第 2 項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づ 亥核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第 18 条に定める必要な記 成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。 変更の手続) 織所管課は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる燃料 混合する場合は、必要に応じ第 17 条に定める測定を実施し、その結果を計量管理責任 告するものとする。	記載適正化記載適正化記載適正化
※料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、在庫情報から削除するともに、条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。 登世書任者は、第 2項に定める保管廃棄再生を行う場合、前項に定める記録に基づま核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第 18 条に定める必要な記成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。 変更の手続) 適所管課は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる燃料混合する場合は、必要に応じ第 17 条に定める測定を実施し、その結果を計量管理責任と告するものとする。	記載適正化
職所管課は、供給当事国の異なる核燃料物質、又は日米協定の新旧区分の異なる燃料混合する場合は、必要に応じ第17条に定める測定を実施し、その結果を計量管理責任告するものとする。	
3.逆冊主に支は、技嫌収拠所の沢入れ伝、も用入には、坐改託英語の却出に甘べも	
整理責任者は、核燃料物質の混合を行った場合には、業務所管課の報告に基づき、 成燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行うとともに、それぞれの核燃料物 総当事国の特定核分裂性物質の重量の比に応じて、混合された核燃料物質の供給当 配分して管理するものとし、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報 うものとする。 管理責任者は、混合された核燃料物質の区分を変更した場合には、これを在庫変動と い、第 18 条に定める必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。	記載適正化記載適正化
	-5-

変更前	変更後	理由
(事故損失又は増加の手続) 第17条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失、又は増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、これを事故損失、又は事故増加とし、遅滞なくその原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認し、計量管理に係る必要な記録及び第23条に定める報告を行うものとする。 2. 計量管理責任者は、前項に定める事故損失、又は事故増加が生じた場合若しくは生じたとみなされる場合は、速やかに原子力規制委員会へ報告するものとする。	(事故損失又は増加の手続)	条番号変更 記載適正化 記載適正化
(リバッチングの手続) 第18条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み <mark>替える</mark> 必要が有る場合は、 <u>原則としてこれに立会い、</u> バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ、第20条に定める <u>測定を実施し、</u> 当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、計量管理に係る必要な記録 <u>及び第23条</u> に定める報告を行うものとする。	(リバッチングの手続) 第 15 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み代える必要が有る場合は、バッチの名称の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、必要に応じ業務所管課による第 17 条に定める測定結果を確認した上で、当該核燃料物質の種類及び数量、バッチ符号等の確認を行い、第 18 条に定める計量管理に係る必要な記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。	
(実在庫量の確認) 第 19 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。 2. 前項に定める棚卸しは、約 12 ヶ月に1度行うものとする。 3. 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸し実施予定日、バッチ数、単位体数、在庫量等を記載した計画書を作成し、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも1ヶ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。	(実在庫量の確認) 第 16 条 計量管理責任者は、MBA 内の実在庫を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を実施するものとする。 2. 前項に定める棚卸しは、約 12 か月に1度行うものとする。 3. 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは棚卸し実施予定日、バッチ数、単位体数、在庫量等を記載した計画書を作成し、計量管理総括者並びに計量管理副総括者に説明の上、棚卸しを実施しようとする日の少なくとも1か月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。	条番号変更 字句修正 記載適正化 字句修正
 4. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び不明物質量(以下「MUF」という。)を確定するものとする。 5. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。 6. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果については、実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質毎に物質収支記録に記録及び第 23 条に定める報告を行うものとする。 	 4. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在庫量及び<u>在庫差</u>(以下「MUF」という。)を確定するものとする。 5. 計量管理責任者は、前項により確定した実在庫量及び MUF について、評価及び解析を行うものとする。 6. 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について計量管理総括者並びに計量管理副総括者に報告するとともに、第 18 条の定めにより実在庫量を在庫記録に記録し、核燃料物質の収支計算をそれぞれの核燃料物質毎に物質収支記録を作成し、第 20 条に定める報告を行うものとする。 	記載適正化
(測定の方法及び測定機器の管理) 第20条 計量管理責任者は、各 KMP において第2表に定める測定を実施するものとする。尚、直接測定ができない場合は、間接的に推定することができる方法に替えることができるものとする。 計量管理責任者は、測定機器の精度を一定に維持、管理するために、必要な校正を定期的に実施するものとする。 	(測定の方法及び測定機器の管理) 第17条 業務所管課 は、各 KMP において 第1表 に定める測定を実施するものとする。尚、直接測定ができない場合は間接的に推定することができる方法に代えることができるものとする。 2. 業務所管課は、測定機器の精度を一定に維持、管理するために、必要な校正を定期的に実施するものとする。 3. 業務所管課は、前項による校正データ等について、その結果を計量管理責任者へ報告するものとする。 	条番号変更字句修正 記載適正化 3.項追記
-6-	-6-	

変更前	変更後	理由
(核燃料物質の記録及びその保管) 第21条 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第 12条から第 18条までの在庫変動記録及び第19条の在庫記録及び物質収支記録並びに第20条の測定機器校正記録を作成し、10年間保存するものとする。 2. 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、次のの各号に定める事項を含むものとする。 1 在庫変動の同因(在庫変動記録のみ記載) 3 受入れ、又は払出し事業所名及びMBAの符号(在庫変動記録のみ記載) 4 KMPの符号 5 バッチの符号 6 バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量 7 バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の略号 8 供給当事国等の管理区分 9 核燃料物質の種類 10 核燃料物質の元素毎の重量 11 核燃料物質の特定核分裂性物質重量 3. 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は、第2表に定める通りとする。	(核燃料物質の記録及びその保管) 第 18 条 計量管理責任者は、供給当事国別管理を含む第 9 条から第 15 条までの在庫変動記録及び第 16 条の在庫記録及び物質収支記録並びに第 17 条の測定機器校正記録を作成し、10 年間保存するものとする。 2. 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、次の各号に定める事項を含むものとする。 1 在庫変動の目付、又は棚卸しの日付 2 在庫変動の原因(在庫変動記録のみ記載) 3 受入、又は払出事業所名及び MBA の符号(在庫変動記録のみ記載) 4 KMPの符号 5 バッチの符号 6 バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量 7 バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の略号 8 供給当事国等の管理区分 9 核燃料物質の種類 10 核燃料物質の元素毎の重量 11 核燃料物質の特定核分裂性物質重量	条番号変更 誤字削除 字句修正
(供給当事国別管理報告の選択) 第 22 条 計量管理責任者は、供給当事国別管理に関する在庫変動報告については、「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 2(OCR2)」を用い、実在庫報告については、「核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書 1(OCR3)」を用いるものとする。	庫変動等供給当事国別明細報告書 1(OCR1)」及び「核燃料物質在庫変動等供給当事国別明	条番号変更
 (報告等) 第23条 計量管理責任者は、核燃料物質の供給当事国別管理を含む第12条から第19条までの在庫変動報告及び在庫報告等の報告事項について、定められた時期までに原子力規制委員会へ報告するものとし、その事項並びに時期は、別表第4に定める通りとする。 計量管理責任者は、前項に定める報告を行う場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明をすることができる。 コンサイスノートにより補足説明を行う場合は、第1項に定める各報告書に添付して行うものとする。 	へ報告するものとし、その事項並びに時期は、第3表に定める通りとする。 2. 計量管理責任者は、前項に定める報告を行う場合、必要に応じてコンサイスノートにより補足説明をすることができる。	
(国際約束の履行) <u>第 24 条</u> 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事 国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等 が行われるよう計量管理するものとする。	(国際約束の履行) 第 21 条 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の供給当事 国政府が国際約束に基づき条件を付した場合には、その範囲内で当該核燃料物質の使用等 が行われるよう計量管理するものとする。	条番号変更
-7-	-7-	

(連 絡) 第25条 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量、又は年間移転量が1実効 <u>キログラム</u> を超えないよう計量管理するものと <u>する。</u> 2. 計量管理責任者は、前項に <u>おいて、その1実効キログラムを超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承を得た後、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、「かなくともその30日前に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は配置で変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	変核燃料物質の在庫量、又 条番号変更
25条 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該核燃料物質の在庫量、又は年間移転量が1実効 <u>キログラム</u> を超えないよう計量管理するものと <u>する。</u> 第 22条 計量管理責任者は、使用施設における核燃料物質について、当該は作間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理するものとし、そが1 実効値を超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事に原子力機関の事前同意が得物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理であるとし、2. 計量管理責任者は、前項により国際原子力機関の事前同意が得物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理であるとし、2. 計量管理責任者は、前項により国際原子力機関の事前同意が得物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理で原子力機関の事前に意が得物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理で原子力機関の事前に意が得物質の在庫量及は手間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理で原のを重要がある場合とないよう計量管理するものとし、 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、原子力規制委員会に子の旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	なな機能物質の左唐島 マータ釆早亦再
は年間移転量が 1 実効 <u>作のグラム</u> を超えないよう計量管理するものと <u>する。</u> 2. 計量管理責任者は、前項に <u>おいて、その 1 実効キログラムを超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承を得た後、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の名称、工場又は事業所のを表述、工場又は事業所のを表述、工場とは、記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	*
2. 計量管理責任者は、前項において、その1 実効キログラムを超える必要が生じる場合には、 国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会にその旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は配定の更更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	ヘイタメルシイヤ17ク/貝ソン江 工件里、入 木街 7 久 欠
 2. 計量管理責任者は、前項において、その1 実効キログラムを超える必要が生じる場合には、国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会にその旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会にその旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は配置を更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく 	の在庫量又は年間移転量 記載適正化
 2. 計量管理責任者は、前項において、その1 実効キログラムを超える必要が生じる場合には、 国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会にその旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく 	
 計量管理責任者は、前項に<u>おいて、その1 実効キログラムを超える必要が生じる場合には、</u> 国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 計量管理責任者は、前項により国際原子力機関の事前同意が得物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理で 物質の在庫量又は年間移転量が1 実効値を超えないよう計量管理で を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその30日前に、原子力規制委員会にその旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。 計量管理責任者は、この計量管理規定の変更申請を行うものとする。 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は 記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく 	
国際原子力機関の事前同意を得るべく、速やかに原子力規制委員会にその旨を連絡し、了承 を得た後、必要な措置を講ずるものとする。 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前 に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には に、原子力規制委員会に <u>計量管理規定の変更申請を行うものとする。</u> 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は 記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	られるまでは、当該核燃料 記載適正化
 <u>を得た後、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に<u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は事業所の名称、工場又は記述で変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく 	
3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、少なくともその 30 日前に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> 3. 計量管理責任者は、この計量管理規定を変更しようとする場合には、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとするに、原子力規制委員会に計量管理規定の変更申請を行うものとする。 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は配置して変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	<u>9 30 0 0 2 9 3 0</u>
に、原子力規制委員会に <u>その旨を連絡し、必要な措置を講ずるものとする。</u> に、原子力規制委員会に <u>計量管理規定の変更申請を行うものとする。</u> に、原子力規制委員会に <u>計量管理規定の変更申請を行うものとする。</u> 4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は 記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	け 小なくは その 20 日並
4. 計量管理責任者は、法人名、工場又は事業所の名称、工場又は 記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	
記に変更がある場合又は核燃料物質の使用目的、許可数量もしく	
は、変更の30日前までに原子力規制委員会に連絡するものとする。	<u>, </u>
-8-	

変更前	変更後	理由
第1表 定 義 (1)		第1表 定義(1)削除
1.「高濃縮ウラン」(略号として「HEU」を用いる。以下本条において括弧内は同義)とは、同位体元素 ウラン 235 の濃縮度が、20%以上になるように濃縮されたウランをいう。		
2.「低濃縮ウラン」(LEU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、天然ウランよりも大きく、20%未満に濃縮されたウランをいう。		
3.「天然ウラン」(NU)とは、天然に産するウランをいう。 尚、天然ウランどうしの混合以外の方法(濃縮、混合、再処理等)によって得られた ウランについては、例え天然ウランの濃縮度と同等の値であっても、天然ウランと はしない。		
4.「劣化ウラン」(DU)とは、同位体元素ウラン 235 の濃縮度が、 天然ウランよりも小さいウランをいう。		
5.「特定核分裂性物質」とは、ウラン 233、ウラン 235、プルトニウム 239、プルトニウム 241 をいう。		
6.「供給当事国」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第12項に基づき、原子力規制委員会が定める告示に掲げる国際規制物資に関連する国際約束(核兵器の不拡散に関する条約第3条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(昭和52年条約第13号)を除く)の締約相手国(国際機関を含む)(同一の国際規制物資が2以上の国際約束に関連する場合の2以上の締約相手国の組合せを含む)をいう。		
7.「核燃料物質計量管理区域」(MBA)とは、燃料加工試験棟及び分析室内であって、国際約束に 基づく保障措置の円滑な適用のため当該区域に係る核燃料物質の計量管理を 適切に行うことができる区域をいう。		
8.「主要測定点」(KMP)とは、MBA 内における箇所であって、当該 MBA に係る核燃料物質の受払 量又は実在庫量の計量を適切に行うことができる箇所をいう。		
9.「区分変更」とは、ウランの濃縮度が、濃縮、混合及び核的損耗等により、HEU から LEU 又は DU に、LEU から HEU 又は DU に、DU から HEU 又は LEU に、NU から HEU 又は LEU 又は DU に、その区分が変わることをいう。		
10.「測定済廃棄物」とは、測定され、又は測定に基づいて推定され、且つその後の原子力利用に適さないような態様で廃棄された核燃料物質をいう。		
11.「保管廃棄物」とは、処理、又は使用上の事故の結果により当分の間、回収不可能であると認められ、且つ貯蔵されることになる核燃料物質をいう。		
-9-		

	変更後 理由
第1表 定 義 (2)	第 1 表 定義(2)削除
12.「不明物質量」(MUF)とは、実在庫量の確認により発生する帳簿在庫量と実在庫量との差をいう。	
13.「実効キログラム」(EKG)とは、核燃料物質に保障措置を適用するに当たって、その枢要値を反映	
して使用される特別の単位をいう。	
イ. プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値。	
ロ. 濃縮度が 0.01(1%)以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値	
に濃縮度の2乗を乗じて得られる数値。	
ハ. 濃縮度が 0.005(0.5%)を超え、0.01(1%)未満であるウランについては、そのキロ	
グラム単位の重量の数値に 0.0001 を乗じて得られる数値。	
ニ. 濃縮度が 0.005(0.5%)以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム 単位の重量の数値に 0.00005 を乗じて得られる数値。	
ホ. イからニまでに掲げる物質の1又は2以上をふくむものにあっては、当該物質ご	
とに、それぞれイから二までに掲げるところにより算出される数値を合計した数	
值。	
14.「バッチ」とは、計量管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。	
 15.「ソースデータ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導	
き出すために用いられるデータであって、核燃料物質を同定し、バッチデータ	
の基礎になるものをいう。	
ソースデータには、例えば化合物の重量、元素の重量を決定するための変換	
係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成される。	
れるプルトニウムと出力との関係を含む。	
 16. 「日米協定」の新旧とは、次の区分による政府間協定の総称をいう。	
新:1987 年 11 月 4 日に署名された原子力の平和的利用に関する協力のための日	
本国政府とアメリカ合衆国政府との協定。	
旧:1968 年 2 月 26 日に署名された原子力の非軍事的利用に関する協力のための	
日本国政府とアメリカ合衆国政府との協定(その改正を含む)	
 17. 「年間移転量」とは、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から1年間に移転される核燃料	
物質の量をいう。	
-10-	

			変更前						変更後			理由
	第2主 は	田梅訓に担ける坊郷	乳腸) ほんだいチャロ	区分する方法及びソース	フデータ	第1表 使用施設における核燃料物質をバッチに区分する方法及びソースデータ (1)						表番号変更
KMP	男 2 衣 使 KMP の記述	バッチに関	する記述	<u> </u>	ペナータ 測定方法		第1数 使用 KMP の記述	バッチに関	する記述	プリの万伝及いクース: - ソースデータ	データ (<u>1)</u> 測定方法	衣笛万发史
		バッチの定義	単位体の記述	1.同定番号 払出側のデータ	0,7,2,3 12			バッチの定義	単位体の記述	容器毎に	747.274	記載適正化
	受入れ	同一仕様の核燃 料物質	容器等	加工側のケータ に基づく 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. <u>化学的形状</u>	目視確認及び 員数勘定等		受入れ	<u>一度に受け入れ</u> た同一仕様の核 燃料物質	容器等	1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5.化学的、 <mark>物理的</mark> 形状	目視確認、員 数勘定 <u>及び払</u> 出側のデータ	
	保管廃棄 再 生	同一仕様の <u>保管</u> <u>廃棄を行った</u> 核 燃料物質	<u>不 定</u>	1.化合物重量 2.元素重量 3.特定核分裂性 物質重量 4.化学的形状	目視確認 <u>及び</u> <u>必要に応じて</u> <u>重量測定</u>		保管廃棄 再 生	保管廃棄を行った 同一仕様の核燃 料物質	<u>同 上</u>	同上	目視確認、 <u>員</u> <u>数勘定及び保</u> <u>管廃棄時のデ</u> <u>一夕</u>	記載適正化
1	事故増加	同一仕様の核燃 料物質	同 上	同上	同上	1	事故増加	同一仕様の核燃 料物質	同 上	同上	目視確認、員 数勘定 <u>及びラ</u> ベル等のデー タ又は重量測 定等	記載適正化
							受払間差異 (S/RD)	同上	<u>容器等</u>	容器毎に1.同定番号2.受入日3.受入時の容器の同定番号4.受入時の払出側データ5.測定した化合物重量6.測定した元素分裂性物質重量8.測定した特重8.測定した特重8.測定した特重8.測定した数性物質重量9.化合物重量、元素分裂性物質重量の差異性物質重量の差	目視確認、員 数勘定及び重 量測定等	受払間差異(S/RD)追記
			-11-						-9-			

			変更前						変更後			理由
	第2表 使	用施設における核燃	料物質をバッチに区	.分する方法及びソー	スデータ		<mark>第1表</mark> 使用	データ (2)	表番号変更			
KMP	KMP の記述	バッチに関		ソースデータ	測定方法		KMP の記述	バッチに艮		ソースデータ	測定方法	XHVXX
	払出し	同上	容器等	1.同定番号 <u>払出側のデータ</u> <u>に基づく</u> 2.化合物重量 3 元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. <u>化学的形状</u>	目視確認及び 員数勘定等		払出し	一度に払い出した 同一仕様の核燃 料物質	容器等	容器毎に 1.同定番号 2.化合物重量 3元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. 化学的、物理的形状	目視確認、員 数勘定 <u>及び過</u> <u>去のデータ又</u> <u>は重量測定等</u>	記載適正化
2	廃 棄	同一仕様の廃棄を行った核燃料物質	不定	1.化合物重量 2.元素重量 3.特定核分裂性 物質重量 4. <u>化学的形状</u>	目視確認及び <u>必要に応じて</u> 重量測定	2	<u>測定済</u> 廃 棄	測定済 廃棄を行った <u>同一仕様</u> の 核燃料物質	不定	1. <mark>同定番号</mark> 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. 化学的、 <mark>物理的</mark> 形状	目視確認、 <mark>員</mark> <u>数勘定</u> 及び重 量測定等	記載適正化
							<u>保管廃棄</u>	保管廃棄を行った 同一仕様の核燃 料物質	<u>容器等</u>	容器毎に 1.同定番号 2.化合物重量 3.元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5.化学的、物理的形状	<u>同 上</u>	「保管廃棄」の追記
	事故損失	同一仕様の核燃 料物質	<u>不 定</u>	同 上	推定等		事故損失	同一仕様の核燃 料物質	同上	同 上	推定等	誤記修正
						*	区分変更	不 定	<u>不 定</u>	1.同定番号 2.化合物重量 3 元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. 化学的、物理的 形状	<u>目視確認、員数勘定及び</u> 重量 <u>測定等</u>	KMP*「区分変更」、「リバッチング」の追記
							リバッチング	<u>不 定</u>	容器等	同上	同 上	
A	在 庫保 管	KMP:1に同じ	KMP:1 に同じ	KMP:1 に同じ	<u>KMP:1 に同じ</u>	A	在 庫保 管	同一仕様の核燃 料物質	<u>容器等</u>	容器毎に 1.同定番号 2.化合物重量 3元素重量 4.特定核分裂性 物質重量 5. 化学的、物理的 形状	目視確認、員数勘定及び過去のデータ又は重量測定等	記載適正化
	•		-12-	•			•	•	-10-			

	変更前			理由		
	第3表 物質記述コード表 (1) 第1種キーワード:物理的形状				表番号変更	
キーワード	説明	コード	キーワード	説明	コード	
燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	В	燃料体	完成した燃料体。即ち、原子炉に使用する集合体、バンドル。	В	
燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	燃料要素	燃料体の要素。即ち、ピン、プレート。	D	
粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	粉末	粉末(非セラミック)。セラミック質の酸化物及び炭化物以外のあらゆる粉末状物質。	F	
粉 末 セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸 化物又は炭化物	G	粉 末 セラミック	セラミック質の粉末。セラミック燃料用として特に製造した高熱処理酸 化物又は炭化物	G	
形成物グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮 又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	Н	形成物 グリーン	焼結処理に先立って、セラミック質の粉末と膠結剤との混合物を圧縮 又は粒状化して形成したグリーン・ペレット及びグリーン粒子。	Н	
セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	セラミック	セラミック・ペレット及びセラミック粒子。デボンド処理及び焼結処理したもの。	J	
被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <u>たとえば</u> 、SiC 被覆を施したセラミック 粒子。	K	被覆粒子	被覆を施した粒子。保護被覆、 <mark>例えば、SiC 被覆を施したセラミック粒</mark> 子。	K	字句修正
固 体 その他	上記に指定したもの以外の固体物質(1) <u>たとえば</u> 、インゴット、 <u>ピレット</u> 、 押出し成形物、小片。 <u>但し</u> 混合物でないもの(2)。	0 (オー)	固 体 その他	上記に指定したもの以外の固体物質(1)例えば、インゴット、 <u>ビレット</u> 、 押出し成形物、小片。 <u>ただし</u> 混合物でないもの ⁽²⁾ 。	0 (オー)	字句修正
液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N	液体	水溶液及び有機性又はその他の液体。	N	
残 渣 スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	残 渣 スクラップ	生産過程で生じた残渣及びスクラップでリサイクル又は回収され得るもの。	R	
密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線 <mark>線</mark> 源	QS ⁽³⁾	密封線源	永久にカプセルで包んだ核分裂性物質から成る放射線源	QS ⁽³⁾	誤記修正
廃棄物 固 体	処分するつもりの固体廃棄物	Т	廃棄物 固 体	処分するつもりの固体廃棄物	Т	
廃棄物 液 体	処分するつもりの液体廃棄物	U	廃棄物 液 体	処分するつもりの液体廃棄物	U	
小試料 小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <mark>試片</mark> (4)。	V	小試料 小試片	1個のバッチにまとめられた分析用試料又は <mark>試験片</mark> (4)。	V	字句修正
(注)	 UF₆ (ヘクス)は、この区分に含めなければならない。 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分にばならない。 第2種キーワードは使用しない。 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質になVOAE、又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のな1個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。 	いかわりなく こめに	 (注) (1) UF₆ (六価)は、この区分に含めなければならない。 (2) 混合固体物質は、それぞれ適当と思われる R、T 又は V の区分に含めなければならない。 (3) 第2種キーワードは使用しない。 (4) 1個のバッチとして保存される小試料は化学的形態や品質にかかわりなく VOAE、又は VOAM とコード化し、品質管理又は NDA の標本のために 1 個のバッチとして保存されるものは VOAB とコード化すべきである。 			記載適正化
	-13-			-11-		

	変更前			理由		
	第3表 物質記述コード表 (2) 第2種キーワード: 化学的形状			表番号変更		
キーワード	説 明	コード	キーワード	説 明	コード	
単 体	合金でない金属	D	単 体	合金でない金属	D	
フッ化物	フッ化物(ヘクス以外のもの)	Е	フッ化物	フッ化物(ヘクス以外のもの)	Е	
ヘクス	六フッ化物	G	ヘクス	六フッ化物	G	
硝酸塩		J	硝酸塩		J	
ADU	重ウラン酸アンモニウム	K	ADU	重ウラン酸アンモニウム	K	
二酸化物		Q	二酸化物		Q	
三酸化物		T	三酸化物		T	
八三酸化物	M ₃ O ₈ 化学式で表される酸化物	U	八三酸化物	M ₃ O ₈ 化学式で表される酸化物	U	
他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 ⁽¹⁾	R	他の酸化物	混合物を含む他の酸化物 ⁽¹⁾	R	
酸化物、毒物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V	酸化物、毒物	核的毒物を含む酸化物又は酸化物の組合せ	V	
炭化物		W	炭化物		W	
酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	X	酸化物/黒鉛	酸化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	X	
炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	Y	炭化物/黒鉛	炭化物/黒鉛、混合物、たとえば HTR 燃料	Y	
窒化物		Z	窒化物		Z	
有機物		1	有機物		1	
他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2	他の化合物	他の化合物、塩類及びその混合物	2	
アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3	アルミニウム合金	アルミニウム/ケイ素を含むアルミニウム合金	3	
ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4	ケイ素合金	ケイ素合金、ケイ化物	4	
ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5	ジルコニウム合金	ジルコニウム合金	5	
モリブデン チタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6	モリブデン チタン合金	モリブデン及びチタンの二元及び三元合金	6	
他の合金		7	他の合金		7	
雑品目	1 つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (分析用試料と <mark>試片</mark>)	0 (オー)	雑品目	1 つのバッチとしてまとめられたいろいろな化学的形態の物質 (分析用試料と <mark>試験片</mark>)	0 (オー)	字句修正
(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。		(注) (1) これは、同じ元素の異なった酸化物の混合物を意味する。	,	
	-14-			-12-		

	変更前		理由				
	第3表 物質記述コード表 (3) 第3種キーワード: 封じ込め			第2表 物質 第3種キーワ			表番号変更
キーワード 説 明 コー			キーワード	コード			
容器なし 容器に入っていない物質。独立した単位体(クレート梱包していない 燃料体及び燃料要素を含む) (1)		1	容器なし	容器に入っていない物質。独 燃料体及び燃料要素を含む)	2		
単位燃料	輸送容器又は貯蔵容器に入った個々の単位燃料及び燃料要素 照射済燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽フラスコ (キャスク)		単位燃料	輸送容器又は貯蔵容器に入っ			
フラスコ			フラスコ <u>被</u> 照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽 <u>した</u> フラスコ(キャスク)			3	記載適正化
炉 内	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	炉 内	原子炉、炉心(燃料体のみ)		4	
目盛付ベッセル			目盛付ベッセル プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付) 5		5		
目盛なしベッセル			目盛なしベッセル			6	
トレイ			トレイ			7	
鳥かご			鳥かご	特製の、臨界に関し安全な容易	特製の、臨界に関し安全な容器		
容積によっ	て分類される貯蔵用容器 ⁽²⁾			容積によって分類さ	れる貯蔵用容器 (2)		
	試料びん及び他の小さな容器 < 0.5 ℓ	A		試料びん及び他の小さな容器	容積 0.5 リットル未満	A	 記載適正化
	びん、ファイバーパック、缶 $0.5\sim1\ell$	Е		ビン、ファイバーパック、缶	0.5 リットル≦容積≦1リットル	Е	
	<u>"</u> " > 1~ 5 €	G		ビン、ファイバーパック、缶	1 リットル<容積≦5 リットル	G	
	<u>" " UF₆ シリンダー > 5~10 ℓ</u>	Н		ビン、ファイバーパック UF6 シリンダ	5 リットル<容積≦10 リットル	Н	
	ファイバーパック、缶 > 10~15 €	J		ファイバーパック、缶	10 リットル<容積≤15 リットル	J	
	<i>"</i> ドラム缶 > 15~20ℓ	K		ファイバーパック、ドラム缶	15 リットル<容積≦20 リットル	K	
"コンテナー"	ドラム缶 > 20~50 ℓ	L	<u>コンテナ</u>	ドラム缶	20 リットル<容積≦50 リットル	L	
容量範囲		M	<u>容量容器</u>	ドラム缶	50 リットル <容積≤100 リットル	M	
		N		ドラム缶、樽	100 リットル < 容積 ≤ 200 リットル	N	
	"	Q		ドラム缶、樽	200 リットル < 容積 ≤ 500 リットル	Q	
	UF ₆ シリンダー 2t > 500~1,000 ℓ	R		UF6 シリンダ (2t)	500 リットル <容積≦1,000 リットル	R	
	" 10,14t > 1,000∼5,000 ℓ	U					-
	より大きな容器、例えばタンク車 > 5,000 ℓ	V		UF6 シリンダ (10t、14t) より大きな容器	1,000 リットル < 容積 ≤ 5,000 リットル 5,000 リットルを越える容積	V V	
その他の容器	その他の容器	0	2の4の宏明	(例えばタンク車)	3,000 9 ク タアで 極	0	
ての一直の一	との他の存储	(オー)	その他の容器	その他の容器		(オー)	
` /	1) 冷却プールにある容器なしの照射済燃料はこの区分に含める。2) 容器の種類は、表示のもののみとする。容積によって更に分類して	(注) (記載適正化				
	-15-						

変更前					変更後					
第3表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード: 照射状況/品質					第2表 物質記述コード表 (4) 第4種キーワード: 照射状況/品質					
- n h	⇒W DD	コー	F (1)	- n h	÷¼ пп	コー	F (1)			
キーワード	ワード 説明 -		被照射	キーワード	説明	非照射 被照射				
燃料のみ	メ ー 照射状況				燃料のみ - 照射状況					
新燃料	新しい燃料体又は集合体	F		新燃料	新しい燃料体又は集合体			記載適正化		
照射 <u>済</u> 燃料	照射済燃料。再処理前のもの		G	被照射燃料	照射 <u>を受けた</u> 燃料。再処理前のもの		G			
その他の)物質 — 品質/照射状況 ⁽²⁾				その他の物質 - 品質/照射状況 ⁽²⁾					
加工品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能 <mark>な加工</mark> 品(完成した燃料体以外のもの)	A	Н	製品	サンプルの採取はできないが、非破壊測定は可能で <u>ある製</u> 品(完成した燃料体以外のもの)	A	Н	記載適正化		
純 粋 安 定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って生成した均質の物質 (<u>たとえば</u> 、製品、中間 <u>製品</u> 、特定の供給物質)	В	J	純 粋 安 定	物理的、化学的な安定度及び純度を厳密に規定した仕様に従って <u>製造</u> した均質の物質 (<u>例えば</u> 、生成物、中間 <u>生成物</u> 、一部の供給物質)	В	J	記載適正化		
純 粋	上記の物より幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度 仕様に合致する物質 ⁽³⁾ (<u>たとえば</u> 、特定の中間生成物、 <u>クリーン・</u> スクラップ及びリ サイクル物質。供給物質)	С	K	純粋	幾分非均質又は不安定ではあるが、高純度仕様に合致する物質 ⁽³⁾ (例えば、一部の中間生成物、きれいなスクラップ及びリサイクル物質。供給物質)	С	K	記載適正化		
非均質	純度仕様に合致しないが、全般的に類似の組成をもつ非 均質物質 (<u>たとえば</u> 、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	非均質	純度仕様に <u>は</u> 合致しないが全般的に類似の組成をもつ非 均質物質 (<u>例えば</u> 、ほとんどのスクラップ及びリサイクル物質)	D	L	記載適正化		
各種組成の <u>もの</u>	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び <u>/</u> 又は混合 組成の非均質物質 (<u>たとえば</u> 、 <u>ダーティ・</u> スクラップ、 <u>溶出済ハル</u> 、廃棄物)	Е	М	各種組成の <mark>物</mark>	核物質含有量が低いと思われる、各種の及び <u></u> 又は混合 組成の非均質物質 (<u>例えば</u> 、 <u>汚染</u> スクラップ、 <u>裁断破片</u> 、廃棄物)	Е	M	記載適正化		
(注)	 (1) 照射状況に従って文字を1つだけ選ぶ。 (2) ここでいう照射済物質とは、原子炉中の照射で生じた核分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、照射済物質であることを表す適当区分に含めなければならない。 			 (注) (1) 照射状況に従って<u>一つの</u>文字<u>のみ</u>を選ぶ。 (2) ここでいう<u>被</u>照射物質とは、原子炉中の照射で生じた核分裂性生成物がまだ分離されていない物質をいう。 (3) 溶解槽の溶解液は、<u>被</u>照射物質であることを表す適当なコードを使ってこの区分に含めなければならない。 						
	-16-				-14-					

		変更前					変更後		理由
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第4表 報告事項及び時期 第4表 報告事項をはいます。	朝 <u>等</u>			<u> </u>	第3表 報告事項及び時期 第3表 報告事項及び時期	朝 <u>等</u>	表番号変更
No	報告書名	提出期間	報告概要	N	√o	報告書名	提出期間	報告概要	
1	核燃料物質在庫変動・受 払間差異・リバッチング報 告書(ICR)		在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換について MBA 毎に報告	1	1 扌	该燃料物質在庫変動・受 払間差異・リバッチング報 告書(ICR)		在庫変動(受入れ及び払出しの量等)、受払間差異及びバッチ変換について MBA 毎に報告	
2	核燃料物質実在庫量 明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了 した日から15日以内	KMP 別の実在庫量等について報告	2	9 1 '	亥燃料物質実在庫量 明細報告書(PIL)	実在庫量の確認を終了 した日から15日以内	KMP 別の実在庫量等について報告	
3	核燃料物質在庫変動等供 給当事国別明細報告書 (OCR1)	ICR に対する報告の場合 は、当該月の末日から <u>1</u> ケ <u>月</u> 以内	ICRのエントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	3	3 #	该燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書 OCR1)	ICR に対する報告の場合 は、当該月の末日から <u>1</u> <u>か月</u> 以内	ICR のエントリー対応でバッチ毎に供給当事国毎の数値等について報告	字句修正
4	核燃料物質在庫変動等供 給当事国別明細報告書 (OCR2)	月毎の集計を当該月の 末日から <u>1ヶ月</u> 以内	混合により供給当事国毎の元素重量 に偏りが生じた場合、月毎に報告	4	4 (该燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書OCR2)	月毎の集計を当該月の 末日から <u>1か月</u> 以内	混合により供給当事国毎の元素重量 に偏りが生じた場合、月毎に報告	字句修正
5	核燃料物質実在庫量供給 当事国別明細報告書 (OCR3)	PIL に対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から <u>1ヶ月</u> 以内	PIL エントリー対応でバッチ毎に供給 当事国毎の数値等について報告	5	5	该燃料物質実在庫量供給 当 事 国 別 明 細 報 告 書 OCR3)	PIL に対する報告の場合は、実在庫量の確認を終了した日から <u>1か月</u> 以内	PIL エントリー対応でバッチ毎に供給 当事国毎の数値等について報告	字句修正
6	核燃料物質収支報告書 (MBR)	実在庫量の確認を終了 した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の 実在庫量の確認までの期間の間の 核燃料物質の収支について報告	6	6 1	亥燃料物質収支報告書 MBR)	実在庫量の確認を終了 した日から15日以内	前回の実在庫量の確認から今回の 実在庫量の確認までの期間の間の 核燃料物質の収支について報告	
7	核燃料物質受払計画等報告書	対象期間 1 月から 6 月までについては、11 月 30 日迄 対象期間 7 月から 12 月までについては、5 月 31 日迄	受払いに関する計画及び実在庫量 の確認の実施に関する計画を毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及 び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間について報告	7	/	亥燃料物質 受払計画等報告書	対象期間 1 月から 6 月までについては、11 月 30 日迄 対象期間 7 月から 12 月までについては、5 月 31 日迄	受払いに関する計画及び実在庫量 の確認の実施に関する計画を毎年1 月1日から6月30日までの期間及 び7月1日から12月31日までの期間について報告	
8	核燃料物質 受払計画等変更報告書	変更する予定年月日の前月25日迄	既に提出した上記報告書の記載内 容に変更が生じたときは、その内容 について報告	8	×ı	亥燃料物質 受払計画等変更報告書	変更する予定年月日の前月 25 日迄	既に提出した上記報告書の記載内 容に変更が生じたときは、その内容 について報告	
9	核燃料物質輸入(輸出) 実施計画報告書	輸出にあっては梱包の <u>1</u> <u>ヶ月</u> 前。輸入にあっては 開梱の <u>1ヶ月</u> 前又は施設 到着の日の 2 週間前の <u>いづれか</u> 早い時期		9	9 1	亥燃料物質輸入(輸出) 実施計画報告書	l 	核燃料物質を輸入し、又は輸出する 場合に相手国名及び予定数量等に ついて報告	字句修正
10	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び 所在地、国際規制物資の種類及び 数量、予定使用期間等について報 告	10	0	国際規制物資使用届	使用の都度あらかじめ	代表者の氏名、事業所の名称及び 所在地、国際規制物資の種類及び 数量、予定使用期間等について報 告	
11	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)		1	事故損失	遅滞なく	状況、原因、措置(再発防止含む)	
				1	2	サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	毎年 12 月 31 日におけるサイト内に 存在する全ての建物について報告	「サイト内建物報告書」の追記
		-17-							